

研究

EU加盟国におけるICSID仲裁判断の執行問題

——Micula v. Romania 事件を手がかりに——

田村 侑也

一 はじめに

二 Micula v. Romania 事件

1 ICSID 仲裁判断 (二〇一三年)

2 欧州委員会決定 (二〇一五年)

三 英国裁判所における本件仲裁判断の執行手続

1 英国一九六六年仲裁 (国際投資紛争) 法

2 英国高等法院判決 (二〇一七年)

3 英国控訴院判決 (二〇一八年)

4 小 括

四 ICSID 条約とEU法の関係性

1 ICSID 条約とEU法の衝突可能性

EU加盟国におけるICSID仲裁判断の執行問題 (田村)

- 2 EU法上の義務
- 3 ICSD 条約上の義務
- 五 義務の衝突の調整方法
 - 1 EU法の側から
 - 2 ICSD 条約の側から
- 六 検討の総括と政策的提言
- 七 結びに代えて

一 はじめに

外国人投資家と投資受入国の間の投資に関する紛争の解決手段 (Investor-State Dispute Settlement) として今日用いられる国際投資仲裁は、「国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約」⁽¹⁾ (以下、「ICSD 条約」) に基づいて行われる ICSD 仲裁と、UNCITRAL 仲裁規則等に基づいて行われる非 ICSD 仲裁とに大別される⁽²⁾。それら二つの手続で最も異なるのは、前者においてはその仲裁手続の大部分が ICSD 条約およびその規則に直接に規律され、国家裁判所の役割が極めて限定されている点である。このような ICSD 仲裁制度の特徴である「手続の自己完結性 (the self-contained nature of proceedings)」⁽³⁾ に加えて、ICSD 条約第五四条は、その仲裁判断がすべての締約国において、拘束力があるものとして承認され、その国の裁判所の確定判決とみなされて金銭上の義務が執行されることを規定している⁽⁴⁾。

しかし近時では、ICSD 条約に基づいた仲裁手続において、投資受入国に損害の賠償を命じる仲裁判断が出されたにも拘わらず、当該仲裁判断が任意に履行されず、また投資家が当該仲裁判断の執行を申し立てた他の ICSD 条約締約国においても、執行手続が留保されるという事態が見られるようになってきている。その一例として、*Micula v. Romania* 事件⁽⁶⁾ (以下、「本件」) がある。本件

では、ICSID 仲裁にて敗れた被申立国であるルーマニアによる仲裁判断の任意の履行がなされず、また投資家が執行を申し立てた英国の裁判所においても、執行手続が停止されている。

本件はもともと、ルーマニアが EU に加盟するために、それ以前から実施していた経済的に未発達な地域における投資家向け税制優遇措置を廃止したことに端を発する。当該廃止に伴う損害賠償を求めた *Micula* 氏を含む本件投資家の主張が ICSID 仲裁手続にて認められ、二〇一三年に ICSID 仲裁判断が出された。⁽⁸⁾ところが、そもそも廃止された税制優遇措置が EU 国家補助規則に反するものであり、当該仲裁判断に基づく賠償の支払いは当該優遇措置の実質的な復活を意味するもので認められない、との最終決定が二〇一五年に欧州委員会によってなされたために、ルーマニアは任意の履行ができなくなった。そのため本件投資家は、当該欧州委員会決定の有効性を EU 一般裁判所 (General Court) にて争うこととし、⁽⁹⁾他の ICSID 条約締約国の国内裁判所においても仲裁判断の承認・執行手続を進めたが、そのうちの一つである英国の高等法院女王座部商事法廷は二〇一七年に、欧州委員会決定に反する執行は行えないとし、EU 法上の誠実協力義務を理由として、EU 一般裁判所の判決が出るまで、執行手続を停止 (stay) するとした。⁽¹¹⁾この執行手続の停止という判決自体は、二〇一八年の控訴院民事部による判決でも支持されている。⁽¹²⁾

英国での本件仲裁判断の執行手続においては、ルーマニアによる税制優遇措置の廃止に伴う損害の賠償を命じた ICSID 仲裁判断に基づく賠償の支払いが、EU 法上の国家補助規則に適合しないとされた欧州委員会決定がある状況下で、ICSID 条約を締結している EU 加盟国たる英国の国内裁判所が、その執行手続を進めることができるかが争われた。本件での英国のような、執行地国が負っている EU 法といった遵守確保機能を備えた他の国際組織的枠組みの義務が特に問題となるのは、ICSID 条約が、一九五八年の「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」⁽¹⁴⁾以下、「ニューヨーク条約」⁽¹⁵⁾第五条のような仲裁判断の承認・執行拒否事由を規定していないことによる。これによって、ICSID 仲裁判断の承認・執行を申し立てられた ICSID 条約締約国の国内裁判所は、仲裁判断の有効性を判断する権限を有さず、⁽¹⁶⁾仲裁判断を拘束力があるものとして承認し、自国の裁判所の確定判決とみなしてその金銭上の義務について執行することが求められる。この点で、ICSID 仲裁判断の承認・執行段階における締約国の国内裁判所は、

ICSID 仲裁制度の執行機関と位置付けることもできようが、⁽¹⁷⁾ しかしながら、ICSID 条約の各締約国はあくまでも主権国家であり、ICSID 仲裁判断の内容の実現が、必ずしもすべての執行地国の法制度と整合するとは限らない。英国裁判所が ICSID 条約上の仲裁判断執行義務と EU 法上の義務の関係を検討したことは、その一例といえよう。

これに対して、ニューヨーク条約に基づく仲裁判断の承認・執行手続においては、当該仲裁判断の内容の実現が EU 法と衝突する場合、EU 加盟国の国内裁判所は、自国仲裁法上の承認・執行拒否事由の存在を理由として、その仲裁判断の承認・執行を拒否することも考えられる。⁽¹⁸⁾ このようにニューヨーク条約に基づく仲裁判断の承認・執行手続において国内裁判所は、その可否につき一定の審査権限を有しており、仲裁判断の内容の自国法との整合性を限定的ではあるが考慮することが認められている。⁽¹⁹⁾

では、そのような承認・執行拒否事由が規定されていない ICSID 仲裁制度において、ICSID 仲裁判断の内容の実現が執行地国の法制度と整合しない、特にその仲裁判断の内容を実現することが、当該執行地国が締結している他の国際義務に反する場合に、当該執行地国の国内裁判所は、どのように ICSID 仲裁判断を取り扱うべきなのか。この点、本件仲裁判断の執行を求められた英国裁判所では、執行が求められている ICSID 仲裁判断に EU 法上の義務がどのように影響するのかについて、裁判官の間で見解の相違が見られた。これは本質的には、ICSID 条約第五四条における、仲裁判断の自国の裁判所の確定判決との同等性の解釈についての見解の相違といえるものである。本稿は、ICSID 条約上の仲裁判断執行義務について、本件仲裁判断をめぐる英国高等法院判決および控訴院判決ならびに従前の学説を通じて再考し、先の問い—— ICSID 仲裁判断の内容を実現することが、執行地国が締結している他の国際義務に反する場合に、当該執行地国の国内裁判所は、どのように ICSID 仲裁判断を取り扱うべきか——を検討しようとするものである。

以下では、第一に、*Micula v. Romania* 事件の事案背景、ICSID 仲裁廷による二〇一三年の仲裁判断、および当該仲裁判断に基づく賠償の支払いを禁じた二〇一五年の欧州委員会決定を紹介し、第二に、本件投資家が仲裁判断の執行を申し立てた英国における二〇一七年の高等法院判決および二〇一八年の控訴院判決について、ICSID 条約上の義務と EU 法上の義務の関係を論じた簡

所を主に紹介する。検討部では、英国裁判所判決および従前の学説をふまえて、英国が負っているEU法上の義務およびICSID条約上の義務のそれぞれについて、義務の内容を明らかにし、義務の衝突の可能性がある場合に英国裁判所が用い得る調整方法を提示する。その後、検討部の総括と政策的提言を行い、最後に、英国における本件仲裁判断の執行手続に今後影響を及ぼし得る、EU加盟国間で締結された投資協定のEU法適合性をめぐる議論について触れ、今後どのように本件仲裁判断の内容が実現されるべきかを述べることにしたい。

II Micula v. Romania 事件

1 ICSID 仲裁判断 (二〇一三年)⁽²¹⁾

(1) 事案背景

本件での投資受入国たるルーマニアは、一九九八年九月三〇日に緊急政令第二四／一九九八（以下、「EGO24」）を採択した。ここでは、国内の経済的に不利な地域の発展を目的として、関税免除を含むいくつかの税制上の優遇措置が、それら地域に投資を行う投資家に対して与えられることとなった。⁽²²⁾ 本件投資家による投資は、ルーマニア北西部 Bihor 郡 Stei-Nucet でなされたが、同地域は一九九九年四月一日から一〇年間の予定で、この不利な地域に指定された。⁽²³⁾

本件投資家は、個人申立人二名 (Ioan Micula および Viorel Micula) ならびに企業申立人三社 (S.C. European Food S.A., S.C. Starnill S.R.L. および S.C. Multipack S.R.L.) から構成される。まず個人申立人二名はスウェーデン国籍を有しており、被申立国において食料品製造を行っている European Food and Drinks Group（以下、「EFDG」）各社の株式を保有する投資家である。企業申立人らは、EFDGの傘下に入っており、直接または間接的に個人申立人らに所有されている。⁽²⁴⁾ 上述の EGO24 による優遇措置を受けるには、地方発展局から永久投資家認証 (Permanent Investor Certificate: PIC) を受けなければならないことろ、

EU加盟国におけるICSID仲裁判断の執行問題 (田村)

European Food は二〇〇〇年六月一日、Starmill および Multipack はそれぞれ二〇〇二年五月一七日に PIC を付与されており、それら PIC は二〇〇九年四月一日まで有効であった。⁽²⁵⁾

それら投資誘致政策と並行して、ルーマニアは当時の EC に加盟するための手続を進めており、一九九三年二月一日に署名した加盟協定 (Europe Agreement)⁽²⁶⁾ には、競争法分野を含むルーマニアの国内法をアキ・コミュニテールと適合させることが求められていた。⁽²⁷⁾ その後、ルーマニアが実施していた優遇措置がアキ・コミュニテールと不適合とみなされ、改正または廃止することを求められたため、二〇〇二年六月以降、ルーマニアは EGO24 による優遇措置を順次縮小した。ルーマニアは複数回の EGO24 制度の改正を経て、最終的には二〇〇四年八月三日の政令第九四／二〇〇四により、企業利得税免除を除くすべての優遇措置を廃止した。当該廃止を受けて申立人らは、ルーマニア政府に対して当該優遇措置を再開するように要請したが叶わず、二〇〇五年七月二八日、これら EGO24 による優遇措置廃止に伴い申立人らが被ったとされる損害の賠償を求めて、スウェーデン・ルーマニア投資協定⁽²⁸⁾に基づいて ICSD 仲裁手続を開始した。なお、本件仲裁手続には欧州委員会がアミカス・キュリエとして参加している。また、当該優遇措置廃止後の二〇〇七年一月一日に、ルーマニアは EU に正式加盟した。⁽²⁹⁾

なお、本件投資家を開始した ICSD 仲裁手続においては、仲裁廷の管轄権および受理可能性を認める決定が二〇〇八年九月二四日に出され、本件仲裁判断が二〇一三年二月一日に出された。また本件仲裁判断に対してはルーマニアが ICSD 条約第五二条に基づく取消申立てを行ったが、二〇一六年二月二六日に棄却する決定⁽³¹⁾が特別委員会により出されている。

(2) 公正・衡平待遇義務違反の有無と損害賠償の算定

本件仲裁手続では特に、スウェーデン・ルーマニア投資協定第二条三項が規定する公正・衡平待遇 (Fair and Equitable Treatment: FET) 義務のルーマニアによる違反の有無が争われた。この争点において仲裁廷は第一に、「FET」義務が、投資受入国の「規制が全く変わらないということ」を厳格に保証するものではない⁽³⁰⁾ことを指摘した上で、しかし、当該国家が立法を変更する

際には、投資家の正当な期待の保護といった点を考慮せねばならず、「立法の変更がそれら要件を充足し損じた場合には、当該立法が国内法の問題としては有効に改正されたとしても、当該国家は国際的責任を負うことがある」と述べた。⁽³²⁾ その上で仲裁廷は、EGO24による優遇措置を受ける本件投資家の権利 (entitlement) は、永久投資家認証が付与されたときに結晶化 (crystallized) したもので、本件投資家らは、PICを受けた時点と実質的に同じ形式で二〇〇九年四月一日まではEGO24による優遇措置への権利があるだろうという期待を有していたとした。⁽³³⁾ そして、そのような期待は当時の状況に鑑みても合理的なものであり、またその期待に依拠して本件投資家は実際に投資活動を行ったと仲裁廷は認定し、ルーマニアによる当該優遇措置の廃止は、本件投資家のそのような正当な期待を害するもので、FEI義務違反に当たるとした。⁽³⁴⁾

FEI義務に関して、仲裁廷は第二に、当該優遇措置廃止後のルーマニアの次の行動が不合理であり、FEI義務違反を構成するとした。すなわち、当該優遇措置の下では、一定の期間にわたってその投資を維持する義務が投資家には課せられていたところ、ルーマニアは当該優遇措置の廃止後もその義務を維持していた。仲裁廷は、当該優遇措置の廃止自体はEU加盟という合理的な政策によるが、投資家の義務を維持した点は不合理であったとした。⁽³⁵⁾

仲裁廷は第三に、ルーマニアが非誠実 (bad faith) に行動したかを検討した。この点、仲裁廷は、この争点は、ルーマニアが不合理に行動したか、という争点と実質的に同じものであるとした。その上で、不合理と認定された行動についても、非誠実だったとは認定できないとした。⁽³⁶⁾

最後の争点は、ルーマニアは透明性または一貫性ある行動を仕損じたかである。この点、ルーマニアの当該優遇措置の廃止の方法について、FEIの基準を満たすのに十分なほど透明性があるものではなかったと仲裁廷は判断した。⁽³⁷⁾ 少なくともルーマニアは、本件投資家に付与されたPICの当初の有効期間より前にEGO24による優遇措置が終了することが明らかになった時点で、申立人らに通知すべきであったのであり、時宜に適切な通知を仕損じたことでFEI義務に違反したと認定した。⁽³⁸⁾

以上から仲裁廷は、ルーマニアによるFEI義務違反を認定し、損害賠償の算定を行った。この際、個人申立人二名が、企業申

立人三社を含む企業集団である EEDG の株式を九九・九六%保有していることから、「EEDG 企業における個人申立人らの持株比率の大きさに鑑みて、個人申立人らは、企業申立人らが直接に被った損害の、事実上すべてではないにせよ、少なくとも大部分を間接的に被ったものと確信する」として、グループ全体の損害を全申立人への賠償額とした。結果として仲裁廷は、EGO24 による優遇措置の廃止によって受けられなくなった原材料優遇額を算定基礎として、原材料コストの増加、原材料を貯蔵する機会 of 逸失および完成品販売の逸失利益を合わせた約一六百万米ドル相当 (i) 砂糖の費用増加について RON 86,100,000、(ii) 砂糖または PET 以外の原材料コストの増加について RON 17,500,000、(iii) 砂糖を貯蔵する機会 of 逸失につき RON 18,133,299、および (iv) 完成品販売の逸失利益 (lost profits) につき RON 255,700,000 の損害賠償、および利息の支払いをルーマニアに命じた。⁽⁴⁰⁾

2 欧州委員会決定 (二〇一五年)⁽⁴¹⁾

二〇一三年の本件 ICSD 仲裁判断を受けてルーマニアでは、企業申立人の一社である European Food が同国に対して負っていた租税債務と当該仲裁判断における賠償との相殺によって仲裁判断の一部履行がなされた。また、本件投資家によるルーマニアの国内裁判所における執行手続も進められていた。ところが EU の執行機関である欧州委員会は、当該仲裁判断に基づく賠償の支払いが、欧州連合運営条約 (以下、「EU 運営条約」) 第一〇七条一項が禁止する国家補助に該当する恐れがあるとして、二〇一四年五月にルーマニア裁判所が進めていた仲裁判断の執行手続に対する差止め命令 (suspension injunction) を出した。その後 EU 運営条約第一〇八条二項に基づく正式な調査手続を経て、当該仲裁判断による賠償の支払いが新たな国家補助を構成し、それが国家補助規則に適合しないと判断し、その支払いを禁止するとともに、支払い済みの金額について回復を命じる最終決定を二〇一五年五月に出した。⁽⁴³⁾

欧州委員会決定では、ルーマニアによる賠償の支払いが国家補助に当たることが検討され、その上で、次にそれが EU 法上認められない国家補助なのか、すなわちその適合性について検討された。

(1) 国家補助該当性

国家補助該当性の判断に際して欧州委員会は、EU加盟国のある措置がEU運営条約第一〇七条一項における国家補助に該当するためには、事業者 (undertaking) への選別的な経済的利益、国家への帰因性、競争の歪曲および加盟国間の通商への影響という四つの要件を満たさなければならないとした。第一に欧州委員会は、本件で国家補助の対象となる事業者の範囲を確定した。欧州委員会によれば、事業者とは、複数の法主体からなり得る経済単位 (economic unit) を意味し、複数の法主体が単一の経済単位を構成するかの判断に際しては、支配的株式の存在などを考慮すると述べた。欧州委員会は、個人投資家の二名が、企業投資家三社の排他的な所有権を直接／間接的に有していること、仲裁判断の損害賠償は、企業投資家三社を含むEFDG全体が受けた損害を算定基礎にしており、個人投資家の二名は同グループの九九・九六%の所有権を有していること、および損害賠償は、申立人それぞれ別個ではなく、五申立人全体に与えられていること等を指摘し、本件では個人投資家、企業投資家およびEFDG構成企業の全体が、国家補助規則における単一の経済単位を構成すると認定した。⁽⁴⁴⁾

その上で、選別的な経済的利益 (selective economic advantage) について検討した。この経済的利益とは「特に国家の介入がないといった、通常の市場状況において事業者が得ないであろうすべての経済的な利益 (Benefit)」⁽⁴⁵⁾を指すとした上で、欧州委員会は本件仲裁判断の損害賠償の算定基礎に着目した。そして、当該損害賠償の目的は、ルーミアアによる優遇措置が廃止されていなかった場合に本件投資家が置かれていたであろう状況を回復することであり、それは通常の市場では得られない経済的利益であるとした。これは、ルーミアアが行っていた優遇措置における輸入原材料への関税免除は、本来事業者が負担すべき費用を免除するものであり、当該優遇措置の廃止に伴う損害賠償や、そこから発生する利息などは、通常の市場では得られないものだからである。⁽⁴⁶⁾

この経済的利益に関連して欧州委員会は、EU司法裁判所が *Asteris v. Greece and EEC* 事件判決において示した原則が本件に適用できるか否かも検討した。それは、国家補助とは、国家機関が個人に対して生じさせた損害に対して支払う損害賠償とはその

法的性格を基本的に異にする、というものである。⁽⁴⁷⁾ この原則の適用可否について欧州委員会は特に、加盟国の国内裁判所は、違法な国家補助の回復を不可能にする場合にその加盟国法を適用することができない、とEU司法裁判所が判示した *Ministero dell'Industria v. Lucchini SpA* 事件判決を挙げた。⁽⁴⁸⁾ その上で、国家補助規則の適用を妨げる場合に加盟国の国内法は適用されることとできないとの同事件判決の原則は、EU加盟国間で結ばれた条約の場合にも当てはまるとし、「ある加盟国が加盟国間の投資協定を有効とすることで連合の法の適用が阻害される場合には、その加盟国は連合法を支持せねばならない、なぜならばEU運営条約第一〇七条および一〇八条といった連合の基礎法 (Union primary law) が、その加盟国の国際義務に優越するからである」⁽⁴⁹⁾ と結論付けた。

続いて選別性の要件について、本件仲裁判断の履行ないし執行は、本件投資家へのみ利益を与えるものであり、ゆえに選別的であるとした。また本件 ICSD 仲裁手続が依拠したスウェーデン・ルーマニア投資協定の下では、ルーマニアによる EGO24 の撤回による損害の賠償を、スウェーデンの投資家のみが求めることができることから、当該協定に基づく賠償の支払いが利益の供与に当たる場合、当該利益は選別的であるとした。加えて本件においては、紛争の元となった EGO24 の優遇措置自体が、特定の地域への投資に対してのみ優遇を与えた点で選別的であったとした。⁽⁵⁰⁾

第二に、ある措置が国家補助とされるためには、当該措置が国家財産 (State resources) から拠出されていなければならない。本件仲裁判断後にルーマニアが行った相殺、同国裁判所の執行官による執行について欧州委員会は、「自発的にまたは裁判所が命じた執行 (execution) を通して行われようと、すべて国家財産を通じて供与された措置とみなされるべきである」⁽⁵¹⁾ とした。

第三に帰因性 (imputability) である。この帰因性の要件につき本件投資家は、ルーマニアによる履行は ICSD 条約の下での同国の義務の自動的かつ非自発的結果であって、同国に帰因するものではないと主張した。この点欧州委員会はまず、投資協定を締結するというルーマニアの自発的な合意こそが、本件仲裁判断に基づく賠償が選別的利益となる状況を創り出したと指摘した。その上で、ルーマニアが、賠償額の一部を本件投資家が同国に対して負っていた租税債務とで相殺したことについては、帰因性に疑

いようはないと述べた。さらに、「国家の国内裁判所、ならびに裁判所に任命された執行官および執行吏もその国家の器官 (organ) とみなされるべき」⁽⁵²⁾であり、欧州連合条約 (以下、「EU条約」) 第四条三項⁽³³⁾における誠実協力義務に拘束されることから、ルーミア裁判所によって本件仲裁判断に基づく賠償が強制的になされた場合でも、同国に帰因すると結論付けた。⁽⁵⁴⁾

第四に競争の歪曲と加盟国間の貿易への影響について、欧州委員会は、加盟国の措置が「受領者の競争的地位を、それが競争する他の事業者にとって向上させることになる時」⁽⁵⁵⁾に競争の歪曲またはその恐れがあるとされた。その上で、本件投資家は自由化された市場において活動し、他の事業者と競争していることから、彼らに対する賠償の支払いは、彼らの競争的地位を、同様の賠償を受けていない他の事業者と比べて向上させる、と結論付けた。また本件投資家が製造する製品が加盟国間で広く取引されていることから、彼らに与えられるいかなる利益も、加盟国間の通商に影響を与えることは明白であるとした。⁽⁵⁶⁾

このことから欧州委員会は、本件仲裁判断に基づく賠償の支払いは、EU運営条約第一〇七条一項が規定する国家補助に該当すると結論付けた。⁽⁵⁷⁾

(2) 国家補助の適合性

本件仲裁判断に基づく賠償の支払いが国家補助に該当するとした上で、次に欧州委員会は、そのような国家補助がEU法と適合しないものであるかを検討した。ここでは、EU運営条約第三五一条の適用可否、当該賠償の支払いに対するEU国家補助規則の適用可否、ルーミアニアによる賠償の支払いに関する通知懈怠、および国家補助規則の例外の適用可否が検討された。

第一のEU運営条約第三五一条⁽⁵⁸⁾の適用可否について、同条は、加盟国がその加盟前に第三国 (非EU加盟国) との間に締結した条約に基づく権利・義務は、EU法の影響を受けないことを規定している。この点、本件仲裁判断はスウェーデン⇨ルーミアニア投資協定に基づいて下されたものであり、締約国双方がEU加盟国であることから、第三五一条の適用対象ではないことは明白であるとされた。⁽⁵⁹⁾ 加えて欧州委員会は、そのようなEU加盟国間で締結された投資協定が「連合法に反し、連合条約の条項と不適合であ

り、したがって効力を有しない (invalid) と捉えられるべき」と述べた。⁽⁶⁰⁾ なお、ルーマニアはEUに加盟するよりも前にICSID条約を締結したが、本件では第三国が関係していない以上、第三五一条の適用はないとした。⁽⁶¹⁾

第二にEU国家補助規則の適用可否についてである。欧州委員会は、加盟国のある措置が同規則の適用を受けるのは、その加盟国においてEU運営条約が発効したのちに、当該措置がなされた場合であるとし、その上で、国家補助の供与の時点は、適用可能な国家規則の下でそれを受給する制限なき権利 (unconditional right) が受給者に与えられた時であるとした。欧州委員会は、本件投資家がルーマニアに対して執行可能な賠償の制限なき権利を得たのは、二〇一三年に仲裁判断が出された時であり、その時点でルーマニアはすでにEUに加盟していたとして、当該仲裁判断による賠償の支払いは新たな国家補助を構成し、それは国家補助規則の下で欧州委員会の認定がなされた場合にのみ実施されることができるとした。⁽⁶²⁾

第三に国家補助実施の際の欧州委員会への通知義務についてである。EU運営条約第一〇八条三項は、加盟国が国家補助措置を新設ないし変更する場合には事前に欧州委員会に通知し、その措置の適合性について最終的な判断がなされるまでは実施できないことを規定する。欧州委員会は、ルーマニアによる租税債務との相殺による本件仲裁判断の一部履行は、事前の通知なくして行われた国家補助であるとした。加えて、事前の通知なき本件仲裁判断に基づくさらなる賠償の支払いも、同様に第一〇八条三項違反を構成するとした。⁽⁶³⁾

第四に国家補助規則の例外の適用可否について、EU国家補助規則は、域内の特定の不利な地域 (disadvantage areas) の経済発展を目的とした国家補助措置を例外的に認めている。これについて欧州委員会はまず、そのような補助の適合性は、本件では、二〇〇七―二〇一三年向け国家地域補助ガイドライン (「RAG2007」) によって評価されるべきとした。同ガイドラインによれば、事業者に対する運転支援が例外的に認められるためには、当該措置の地域発展への貢献等が求められる。欧州委員会は、本件仲裁判断による賠償から利益を受ける本件投資家の活動地域が、そのような不利な地域に位置することを認めるが、しかし、本件仲裁判断による賠償が、前述のガイドラインが定める要件を満たすとはいえないとした。それら検討から欧州委員会は、本件仲裁判断

が投資家らに与えた賠償の支払いは、当該ガイドラインの要件を充足せず、ゆえに域内市場との適合性は宣言されることができな
いと結論付けた。⁽⁶⁴⁾

この結論をふまえ欧州委員会は最後に、ルーマニアによる支払い済みの賠償の回復について検討した。それによれば、違法な国
家補助を与えた加盟国は、その受給者から返還を受けなければならず、それは当該補助の供与前の状況に戻すためであるという。
この点、本件投資家は、国家補助の回復は、正当な期待 (estimate expectation) といったEU法上の一般原則に反する場合には
認められないところ、ルーマニアによる優遇措置について正当な期待を有していたと主張したが、欧州委員会は、本件では仲裁判
断に基づく賠償の支払いが問題となっており、ルーマニアの優遇措置ではないとした。また、ルーマニアによる当該優遇措置につ
いても、その不適合性についてはルーマニアの競争委員会によって指摘されていたものであり、投資家らはその適合性に関する正
当な期待を主張することはできないとした。その上で欧州委員会は、本件投資家および関連の EDD の企業は単一の経済単位として、
共同して受領済みの賠償を返還しなければならないとした。⁽⁶⁵⁾

上述の認定に基づく、本件欧州委員会決定の主な結論は次のようである。まず、本件仲裁判断に基づく賠償の支払いは、EU運
営条約第一〇七条一項における国家補助を構成し、それは域内市場と適合しない。ルーマニアは本件仲裁判断に基づく賠償を支払
わないものとし、すでに支払った賠償を、今後さらに支払った場合にはその賠償を含めて、回復しなければならない。また、単一
の経済単位を構成する個人投資家、企業投資家および他の EDD の関連会社は、共同でそれらいずれかが受け取った当該補助を払
い戻す責任を負うものとする。⁽⁶⁶⁾

この欧州委員会決定によって、敗れた当事者であるルーマニアによる、本件仲裁判断の任意の履行、ないしその国内裁判所によ
る執行手続は認められないこととなった。このような状況で本件投資家にとって重要性を持つのが、他のICSID条約締約国にお
ける仲裁判断の執行手続である。次章では、本件投資家が執行手続を進めていた英国裁判所の判決を見ることとする。

三 英国裁判所における本件仲裁判断の執行手続

ルーマニア国内での執行手続に加えて、本件投資家はICSID条約締約国である英国においても執行手続を進めていた。本章では、英国におけるICSID仲裁判断の執行手続について概観した上で、二〇一七年一月に下された第一審である高等法院判決を、次に二〇一八年七月に下された控訴院判決を見ついく。

1 英国一九六六年仲裁（国際投資紛争）法⁽⁶⁷⁾

英国におけるICSID仲裁判断の執行手続は、ICSID条約の国内実施法たる一九六六年仲裁（国際投資紛争）法（以下、「一九六六年法」）に基づいて行われる。同法第一条二項では、ICSID仲裁判断を有する者は、英国にて当該仲裁判断が登録される権利を有するものとされる。このICSID仲裁判断の登録の効果として、当該仲裁判断は、英国高等法院の判決とみなされ執行される旨が第二条一項⁽⁶⁸⁾に規定されている。

本件仲裁判断は、二〇一四年一月一七日の登録決定（registration order）によって英国高等法院に登録された。しかしながら当該登録決定に対して、ルーマニアが登録の取消し、予備的に執行手続の停止、さらに予備的にEU司法裁判所への先決裁定の付託を求める請求（application）を二〇一五年七月二十八日に行った。ルーマニアによるこの仲裁判断登録取消請求は、まず高等法院女王座部商事法廷で審理され、本件投資家がEU一般裁判所において本件欧州委員会決定取消訴訟を進めていることに鑑み、英国での執行手続の停止がなされた。当該判決を不服として本件投資家が控訴したところ、控訴院民事部もまた執行手続停止を支持した。なお一審・二審ともに欧州委員会が訴訟参加し、ルーマニアの主張を支持している。以下では、高等法院および控訴院双方で特に争われた、(1) ICSID仲裁判断の高等法院判決との同等性、および(2) EU運営条約第三五一条の適用可否についてそれぞれ見

2 英国高等法院判決（二〇一七年）⁽⁶⁹⁾

(1) ICSID 仲裁判断の高等法院判決との同等性

この争点は、一九六六年法第二条一項に基づく ICSID 仲裁判断の高等法院の確定判決⁽⁷⁰⁾との同等性がどのような効果を有するかに関する。当該規定に着目し、ルーミア側は、そのような同等性は無差別的取扱い（non-discrimination）を求めるにすぎず、本件 ICSID 仲裁判断が高等法院の判決と同様に扱われる以上、高等法院は EU 法の優先を認めてその執行を拒否すべきであると主張した。この主張に基づき、すでになされた本件仲裁判断の登録の取消し、予備的に執行手続の停止を求めたものである。この争点につき高等法院は、本件仲裁判断の登録取消し（setting aside registration）と執行手続の停止（staying enforcement）とに分けて検討した。⁽⁷¹⁾

第一に、本件仲裁判断の登録取消しについてである。この主張は、ルーミアに対して本件仲裁判断の履行ないし執行を禁止する、二〇一四年五月二六日の欧州委員会の差止決定後に、高等法院にて本件仲裁判断の登録がなされたことによる。この点について高等法院は、欧州委員会決定によって本件仲裁判断の登録決定も認められないとすれば、自動的登録と呼ばれる一九六六年法第一条二項の規定と衝突することになると述べた。その上で、当該差止めがルーミアに向けられたものであること、また仲裁判断の登録それ自体は、必ずしも執行（execution）へとつながるものではないこと等を指摘し、本件仲裁判断の登録それ自体には、加盟国の国内機関と EU 機関の判断が衝突するリスクはないと判断した。⁽⁷²⁾

第二に、本件仲裁判断の執行手続停止について、高等法院はまず、ICSID 仲裁判断が英国法上、高等法院の確定判決と同様の地位に置かれること、そして ICSID 仲裁判断はそのような判決の執行（enforcement）に適用される法に服することを確認した。⁽⁷³⁾その上で、本件において高等法院の判決は、EU 国家補助規則に服するという。この点、高等法院は次の判例を参照している。すな

わち、「誠実協力義務を支える法的安定性という一般原則は、加盟国に対して、欧州委員会によってなされた決定と衝突し得る判断を行うことを回避することを求める」⁽⁷⁴⁾とした英国控訴院による *Emerald Supplies Ltd v. British Airways Plc* 事件判決⁽⁷⁴⁾、および「国家裁判所は、特に、欧州委員会決定と衝突する判断を下すことを慎まねばならない」とした EU 司法裁判所による *Deutsche Lufthansa AG v. Flughafen Frankfurt-Hahn GmbH* 事件判決⁽⁷⁵⁾である。なお高等法院は、「この判例法は公序と見られるものと一致するかもしれないが、それに基づいていいのではない⁽⁷⁶⁾」とも述べている。そして本件欧州委員会決定がある現状では、本件仲裁判断の執行手続を進めることは「実質的に、違法に行動することになる」⁽⁷⁷⁾ことからできないとした。その上で次のように結論付けた。すなわち、

「このことは、(当法廷の見解では) イギリス法において ICSID 条約を実施する一九六六年仲裁(国際投資紛争)法に内包されたイギリスの国際義務との衝突は生じさせず、なぜならば、純粹に国内的な判決 (purely domestic judgement) が同様の制限 (limitation) に服するからである」⁽⁷⁸⁾

このように述べた上で高等法院は、欧州委員会決定取消訴訟が EU の裁判所にて行われている状況において、その判断と衝突する実質的なリスク (material risk) ⁽⁷⁹⁾がある場合には、国家裁判所は国内手続を停止することが求められ得るとした。

(2) EU 運営条約第三五一一条の適用可否

本件欧州委員会決定においても言及された通り、EU 運営条約第三五一一条⁽⁸⁰⁾は、EU 加盟国がその加盟前に第三国との間に締結し

た条約に基づく権利・義務は、EU法による影響を受けないことを規定している。英国裁判所における本件仲裁判断の執行手続においては、第三五一条が英国のICSID条約上の義務に適用するか、換言すれば、英国のICSID条約上の仲裁判断執行義務はEU法の影響を受けないかが争われた。⁽⁸¹⁾ 本件投資家は、英国の欧州経済共同体への加盟が一九七三年であったのに対して、ICSID条約には一九六五年に署名し、翌年に発効したこと、またICSID条約は第三国を含む一五〇以上の締約国を有しており、英国は同条約下でなされた仲裁判断を承認・執行する義務を第三国に対しても負っていること等から、ICSID条約上の英国の義務に対しては第三五一条が適用されるとした。これに対してルーマニア側は主に、本件では第三国が関係しておらず、共同体内の関係 (intra-Community relations) であるから、第三五一条は適用されないと反論した。⁽⁸²⁾

高等法院は、この第三五一条の適用可否の争点は、本件投資家がEU一般裁判所に提起した欧州委員会決定取消訴訟と重複しており、判断の潜在的な衝突の可能性があったとした。この点本件投資家は、英国での本件仲裁判断の執行手続で問題となっているのは英国のICSID条約上の義務であって、当該取消訴訟において問題となっているルーマニアのICSID条約上の義務ではないと主張した。⁽⁸³⁾ 高等法院は、「しかし、二つの手続の中でEU運営条約第三五一条の争点がどのように生じるかについて違いがあることを受け入れたとしても、当法廷が今その争点について判断した場合に、衝突する判断のリスクがいかに回避され得るのかをみるのは難しい」とし、第三五一条の適用可否に関する判断を控え、本件仲裁判断の執行手続停止が適切とした。⁽⁸⁵⁾

3 英国控訴院判決 (二〇一八年)⁽⁸⁶⁾

(1) および(2)の論点は、本件投資家が控訴した控訴院においても検討された。EU一般裁判所によって本件欧州委員会決定取消訴訟の判断または更なる命令が出されるまで、英国における執行手続を停止するとの結論については、控訴院裁判官の三人全員が一致した。しかしながら、そのような結論に至った理由付けは裁判官によって異なるものだったことから、本判決を執筆したArden裁判官は、他二人の裁判官の合意の下、各裁判官の理由付けを要約し、またそれぞれの理由付けが敷衍されるものとした。⁽⁸⁷⁾

争点(1)については、Arden 裁判官と Leggat 裁判官による理由付け A と、Hamblen 裁判官による理由付け B とに分かれ、争点(2)については Hamblen 裁判官と Leggat 裁判官による理由付け C と、Arden 裁判官による理由付け D とに分かれる。

(1) ICSID 仲裁判断の高等法院判決との同等性

Arden 裁判官および Leggat 裁判官による理由付け A はまず、一九六六年法の目的が ICSID 条約の下での英国の義務を履行することであり、それが議会の意図であるから、第二条一項はそのような文脈において解釈されなければならないとした。⁽⁸⁸⁾理由付け A は特に、この国際条約義務の遵守の推定の観点から、次のように述べた。

「一九六六年法」第二条は、第二条の下で執行が求められる判決 (judgement sought to be enforced) に適用可能な手続規則は ICSID 条約に整合 (consistent with) する、という制限に服すると解釈される。⁽⁸⁹⁾

加えて理由付け A は、一九六六年法第二条一項は ICSID 仲裁判断を英国の判決と同一視するみなし規定 (deeming provision) であり、その解釈において裁判所は、議会が求めた事項に答えることのみを求められるという。本件では、ICSID 仲裁判断を、特定の日に登録された英国裁判所の判決とみなすこと以上のことは求められておらず、当該仲裁判断が EU 法の下で扱われるとは規定されていないとした。⁽⁹⁰⁾

次に、理由付け A は、「私は、本件で適法に登録された ICSID 仲裁判断の執行の停止 (stay on the execution) を認めることは、それが ICSID 条約の目的に整合するならば、同条約により国内裁判所が与えられた権限に収まるものと顧慮する」と述べ、一九六六年法第二条一項 c 号が高等法院に、ICSID 仲裁判断を国内判決と同様に監督する権限を与えていることに着目する。英国の民事訴訟規則 (Civil Procedure Rules: CPR) は、確定判決の執行 (execution) を停止する権限を裁判所に与えており、ICSID 仲裁判断に対しても一定程度は及ぶとした。⁽⁹²⁾そしてそのような執行手続停止の権限の適用が ICSID 条約の目的を満たすものであ

るかについて、理由付けAは、ICSID条約第五四条の文言は、広範かつ一般的であるところ、それらは条約法に関するウィーン条約（以下、「ウィーン条約法条約」）第三二条⁽⁹³⁾に沿って目的に適用するように（purposively）⁽⁹⁴⁾解釈されねばならないとした。その上で、英国裁判所のICSID仲裁判断に対するコントロールについて次のように述べた。すなわち、

「私には、ある〔仲裁〕判断が執行可能（enforceable）であるならば、イングランドおよびウェールズの裁判所は、執行（execution）の一時的な停止を課する以上のことは認められないように思われる。私には、暫定的にはあるが、裁判所が、国内法によって与えられた執行（enforcement）を停止する彼ら独自の権限によって、その〔CSID〕条約の下で執行可能となつた仲裁判断の執行（execution）を実質的に妨げることができるとすることは、ICSID条約と不整合であるように思われる。」⁽⁹⁵⁾

その上で、理由付けAは、本件仲裁判断の執行（execution）の停止を行うことが、ICSID条約上許容されるのかについて次のような本件の個別的事情を考慮する。それは、本件投資家がルーマニアに投資を行った時点で、将来的に同国がEUに加盟することや、国家補助規則によって課されるリスクについては、予見できたであろうこと、そして本件欧州委員会決定は本件仲裁判断に基づくいかなる賠償も回復するようにルーマニアに命じており、現段階での執行は全くもって循環的であることである。理由付けAは、EU一般裁判所による見解が明らかにされるまで合理的な猶予期間を与えることなく判決を執行することを第五四条の下で締約国の裁判所に対して求めることが、ICSID条約の意図であるとは顧慮しないと、本件執行手続の停止を支持した。⁽⁹⁶⁾

次に、Hamblen裁判官による理由付けBを見てみる。理由付けBもまた、一九六六年法がICSID条約の文脈の中で解釈されるべきであつて、英国議会も同条約上の義務を履行する意図であつた、という理由付けAの前提には賛同したものの、本質的な争点はそれら義務の性質と範囲であるとした。それによればICSID仲裁判断の執行（enforcement）は国家裁判所の問題であり、登録されたICSID仲裁判断に対して、確定した国内判決と同様の規則および手続が適用されるのであれば、第五四条は遵守されたこ

となる⁽⁹⁷⁾。理由付けBによれば、「英国裁判所がこのように本件仲裁判断の執行を停止することは、誠実な協力義務、国家補助禁止の条約の直接効果、および実効的な協力を提供する義務に鑑みれば明白である⁽⁹⁸⁾」という。

また理由付けBは、「ICSID仲裁判断の執行を、その内容を理由として拒否することはできないことを認識する。しかしその上で、確定した国内判決に平等に適用される執行への障害 (bar) は、ICSID仲裁判断にも等しく適用され、そのような障害は執行のプロセスやメカニズムから生じるものに限られないとした。本件では、欧州委員会が本件仲裁判断のいかなる支払いも新たな国家補助であり認められないと決定した以上、それを執行することは、違法に行動することであると⁽⁹⁹⁾した。結論として、

「ICSID条約も一九六六年法も、執行 (enforcement) を目的として登録された仲裁判断に対して、確定した国内判決とは異なる、または優越する地位を与えるものではない、という点で当該〔第一審〕裁判官に私は賛同する。本件のように、確定した国内判決が執行されないことを意味する執行への障害があるならば、それは平等に当該仲裁判断にも適用する⁽¹⁰⁰⁾。」

(2) EU運営条約第三五一条の適用可否⁽¹⁰¹⁾

理由付けCはまず、EU運営条約第三五一条について、EU加盟の前に締結した条約によって課される義務の性質および射程は国家裁判所が判断できるが、第三五一条が適用されるか否か、という問題はEU法の問題であると⁽¹⁰²⁾する。そして、二〇一五年の欧州委員会決定が第三五一条の適用を否定したこと、およびこの点を、本件投資家が、EU一般裁判所での欧州委員会決定取消手続において争っていることを指摘した。このことから理由付けCは、本件での第三五一条の適用可能性の問題は、本件投資家がEU一般裁判所で争っている争点と、本質的に同じであるという。理由付けCは、この争点が控訴理由に挙げられていないことも指摘した上で、EU一般裁判所の判断と衝突する可能性があるゆえに、執行手続の停止が適切⁽¹⁰²⁾とした。

これに対してArden裁判官による理由付けDは、第三五一条の適用可能性の問題は、たとえ控訴理由に含まれていないとしても、

裁判所が独自に扱うべきものとした。それは英国の裁判所は、自国が負っている国際義務が遵守されるように、自身の権限を行使せねばならないからである。さらに理由付けDは、ルーマニアによる同等性の主張が正しいとしてもなお、第三五一一条の問題は検討されねばならず、英国のICSID条約上の義務が、それに後行するEU加盟によって変更された範囲を知る必要があるとした⁽¹⁰⁵⁾。その上で結論Dは、ただし、第三五一一条が適用される場面にあっても、その加盟前条約（本件でのICSID条約）がその義務の履行（本件での仲裁判断の執行に関する義務）について一定の裁量を締約国に与える場合には、その裁量はEU法に適合するように行使されねばならないと述べた。本件では、ICSID条約が英国裁判所に対して執行手続の停止を行う権限を認めていると解される以上、そのようにすることがEU法上も適切であるとした⁽¹⁰⁴⁾。

ところが理由付けDは、ICSID条約に第三五一一条が適用されるか否かに関するルーマニアの主張について、暫定的に検討する必要はあるとした。この点ルーマニアは、本件でのICSID条約の義務は、EU加盟国間のみのもので取り扱われるべきであり、したがってそれら義務はEU法の範囲内であると主張している⁽¹⁰⁵⁾。これに対して理由付けDは、ICSID条約の締約国が負う仲裁判断の執行義務が、個別の事案の当事国間にのみ生じるものではないことについて、特に、締約国間の紛争解決について規定するICSID条約第六四条⁽¹⁰⁶⁾に着目する。同条を本件に当てはめると、たとえ当事国でなくとも、第五四条に基づく英国のICSID仲裁判断執行義務が遵守されているかについて、いずれの締約国も国際司法裁判所（ICJ）において争うことができることになるが、これは全加盟国が、ICSID仲裁判断の執行義務について利害関心を有しているからである。ゆえにICSID仲裁判断の執行義務はすべての締約国に対して負っている義務であり、したがってEU運営条約第三五一一条が適用されるとい⁽¹⁰⁷⁾う。このように結論Dは、ICSID仲裁判断の執行義務がすべてのICSID締約国に対する義務であること、ゆえにEU運営条約第三五一一条が適用され得ることを暫定的に示したが、この点について最終的な判断に至ることは現段階では不必要であり、またその停止が英国のEU法上の義務またはICSID条約上の義務どちらにも衝突しないこともまた明白であると結論付けた⁽¹⁰⁸⁾。

本章では、英国における本件仲裁判断の執行手続について、高等法院および控訴院判決のそれぞれについて、EU法とICSID条約の関係性——ICSID仲裁判断の高等法院判決との同等性の解釈、およびEU運営条約第三五一条の適用可否——に関する検討部を紹介した。高等法院および控訴院とともに、結論としては、EU一般裁判所における本件欧州委員会決定取消訴訟に鑑み、本件仲裁判断の執行手続を停止するとした。しかしICSID条約を英国にて実施する一九六六年法第二条一項が規定する、ICSID仲裁判断の高等法院の確定判決との同等性の解釈については、裁判官の間で意見が対立していた。すなわち、ICSID仲裁判断を高等法院の確定判決として扱う際に、一方で高等法院判決および控訴院判決の理由付けBは完全な同等性を主張したのに対して、他方で理由付けAはICSID条約の目的との整合性という条件を示した。

また、EU運営条約第三五一条の適用可能性の争点については、高等法院判決および控訴院判決の理由付けCと、理由付けDとで見解が分かれていた。ここでは、英国のICSID条約上の義務に対する第三五一条の適用可能性についての検討が、EU一般裁判所における本件欧州委員会決定取消訴訟での争点と重複するのか、について見解の相違があった。一方で高等法院判決と理由付けCは、それらは本質的に同じであるとしてそれ以上の検討を避けたが、他方で理由付けDは殆ど重複しないとしてかなり踏み込んだ検討を行っていた。理由付けDによれば、ICSID仲裁判断の執行義務はすべてのICSID締約国に対して負っている義務であり、第三五一条が適用されるのだという。ただし結論として控訴院は、高等法院と同じく、本件仲裁判断の執行手続停止が適当であるとした。このように英国裁判所においては、本件仲裁判断の執行手続停止がICSID条約およびEU法上の義務に違反するものではないことについては、すべての裁判官が同意していた。次章では、ここまでで紹介した英国裁判所判決を整理した上で、英国が負っているEU法上、およびICSID条約上の義務の内容を明らかにする。

四 ICSD 条約とEU法の関係性

1 ICSD 条約とEU法の衝突可能性

前章までに見てきたように、二〇一三年にICSD条約に基づいて出された *Micula v. Romania* 事件仲裁判断をめぐっては、その賠償の支払いを禁じた二〇一五年の欧州委員会決定によって、敗れた当事者たるルーマニアによる任意の履行がなされず、また *Micula* 側が執行を申し立てた英国裁判所における仲裁判断執行手続も停止されている。この点、英国高等法院および控訴院では、ICSD 仲裁判断を英国高等法院の確定判決とみなすと規定する一九六六年法第二条一項⁽¹⁰⁾の解釈、特にICSD 仲裁判断にEU法上の義務がどのように影響するのが争われ、裁判官の見解が分かれていた。同法はICSD 条約を英国にて実施する制定法であるから、その争点の本質は、ICSD 条約第五⁽¹⁰⁾条が規定するICSD 仲裁判断の自国の裁判所の確定判決との同等性の解釈にあるといえよう。

本件で英国裁判所がICSD 条約上の仲裁判断執行義務とEU法上の義務の関係性を検討したことは、ICSD 仲裁判断の内容を實現することが、当該執行地国が締結している、EU法といった遵守確保機能を備えた他の国際組織的枠組みの義務に反する可能性があること、すなわち、ICSD 仲裁判断の内容の實現が執行地国の法制度と整合しない可能性があることを示している。ICSD 条約と、EU法上の義務が衝突する可能性があるならば、英国裁判所は、どちらの義務を優先すべきかを判断するための調整方法を検討する必要がある。これは一つには、ニューヨーク条約第五条のような、締約国内裁判所が適用することのできる承認・執行拒否事由の規定をICSD 条約が有していないことに起因しよう。本章ではまず、英国裁判所が本件仲裁判断の執行手続において負っている、EU法およびICSD 条約上の義務それぞれについて、前章の英国裁判所判決および従前の学説を整理・検討し、それらの間に衝突が生じる可能性があるのかを明らかにする。そのような衝突が生じる可能性がある場合にのみ、英国裁判所が

ICSID条約とEU法のどちらを優先して適用すべきか、すなわち調整方法を検討することが求められることとなる。⁽¹¹⁾

2 EU法上の義務

(1) 英国裁判所判決の整理

第一に、本件仲裁判断の履行をルーマニアに対して禁じた二〇一五年の欧州委員会決定を英国裁判所がどのように捉えていたかを振り返る。まず高等法院は、欧州委員会決定と衝突する判決を下すことを慎まなければならないと述べ、その根拠として二〇一五年の英国控訴院による *Emerald Supplies Ltd v. British Airways Plc* 事件判決⁽¹²⁾、および二〇一三年のEU司法裁判所による *Deutsche Lufthansa AG v. Flughafen Frankfurt-Hahn GmbH* 事件判決⁽¹³⁾ を特に挙げていた。このように高等法院は、英国およびEUそれぞれの先例を参照し、本件仲裁判断の執行手続を進めることはできないとしたのである。それら二つの事件ではともに、EU法上の誠実協力義務の観点から、加盟国の国内裁判所は、欧州委員会決定と衝突する判断をすることができないとされた。特に *Deutsche Lufthansa AG v. Flughafen Frankfurt-Hahn GmbH* 事件は国家補助の事案である点で本件と類似しており、同判決にてEU司法裁判所は、国家補助規則とEU条約第四三項⁽¹⁴⁾における誠実協力義務の関係性について、「欧州連合の国家補助に関する規則の適用は、一方で国家裁判所と、もう一方で欧州委員会及び欧州連合の裁判所との間の「…」誠実な協力の義務に依拠している「…」」。その協力という文脈においては、EU条約第四三項から導かれるように、国家裁判所は、欧州連合法の下での義務の充足を確かなものとし、またEU条約の目的を満たすことを妨げることを慎むために、一般的、特定的問わず、すべての必要な措置をとらなければならない⁽¹⁵⁾と述べた。このように高等法院は、欧州委員会決定を尊重するとの義務をEU条約第四三項から導き、同条に基づいて、本件仲裁判断の執行手続停止の判断をしたことが分かる。

控訴院において、高等法院による誠実協力義務を理由とする本件仲裁判断の執行手続停止に賛同したのが *Hambleton* 裁判官による理由付けBであった。これに対して *Arden* 裁判官および *Leggatt* 裁判官による理由付けAは、EU法上の誠実協力義務につい

ては触れていない。これは、本件仲裁判断の執行手続停止の根拠が、高等法院判決および理由付けBとは異なるからであると推察される。すなわち、一方で高等法院判決および理由付けBは、欧州委員会決定を尊重するとのEU法上の誠実協力義務を執行手続停止の根拠とした。他方で理由付けAは、一九六六年法第二条一項c号が、高等法院の確定判決と同様にICSID仲裁判断を監督する権限を高等法院に与えており、そのような権限に民事訴訟規則上の判決の執行を停止する権限が含まれるとの解釈によって、本件仲裁判断の執行手続停止を根拠付けた。このように、理由付けAと、高等法院判決および理由付けBとは、執行手続の停止という結論は同じであるものの、その根拠が異なっていることが分かる。理由付けAは本件の個別的事情から執行手続の停止がICSID条約上許容されるとしており、執行手続の停止の根拠としてのEU法上の誠実協力義務については、検討の必要性を認識しなかったものと考えられる。

(2) EU法上の誠実協力義務と欧州委員会決定の効力

EU条約第四条三項に規定された誠実協力義務は、加盟国がEU条約およびEU運営条約から生ずる義務を履行するために適当な措置をとること、およびEUの目的の達成を妨げるような措置をとらないこと、という作為・不作為義務の双方からなる。この誠実協力義務には、司法機関を含む加盟国のすべての公的機関が服する⁽¹¹⁶⁾。

本件ではまず、ルーマニアに対して本件仲裁判断に基づく賠償の支払いを禁止、かつ支払い済みの損害賠償の回復を命じる二〇一五年の本件欧州委員会決定がなされている。欧州委員会が行うこのような決定は、条約によって加盟国から権限を付与されたEUが、その権限を行使するために行うEU法行為の一つである。決定はそのすべての部分が拘束力を持ち、名宛人が特定されている場合には当該名宛人のみを拘束するが、ここでの名宛人は加盟国のみならず、自然人や法人も含む⁽¹¹⁷⁾。本件欧州委員会決定は、EU運営条約第一〇八条二項に基づくものであり、同条は加盟国の国家補助措置について、欧州委員会が不適合と判断した場合に改正ないし廃止を求めることができるとしている。加えて、加盟国の国家補助措置が域内市場と不適合であるとのネガティブ決定

が欧州委員会によって出された場合には、当該加盟国は決定に従い、補助を回復せねばならない。⁽¹¹⁸⁾

本件欧州委員会決定は、ルーマニアを名宛人としており、⁽¹¹⁹⁾英国裁判所に対して本件仲裁判断の承認・執行を直接に禁ずるものではない。しかしながら本件仲裁判断に基づく賠償の支払いを禁じた欧州委員会決定は、EU国家補助規則の域内市場における確実な実施を目的としており、英国の裁判所はEU加盟国の国家機関として、当該決定の目的を損なわせるような行為を行うことは、誠実協力義務の観点から許されないと見える。したがって、EU条約第四条三項の誠実協力義務に服するために、英国裁判所に限らず、他のEU加盟国の国内裁判所もまた、本件仲裁判断の執行をすることはできないといえよう。

なお、本件投資家が現在EU一般裁判所において進めている欧州委員会決定取消訴訟⁽¹²⁰⁾は、欧州委員会の行為の適法性に関する司法審査を規定したEU運営条約第二六三条に基づく手続である。⁽¹²¹⁾本件欧州委員会決定がEUの裁判所において取り消されるのであれば、本件仲裁判断に基づく賠償の支払いへの障害は解消されることとなる。

3 ICSD条約上の義務

(1) 英国裁判所判決の整理

一九六六年法第二条一項が規定する、ICSD仲裁判断の高等法院の確定判決との同等性については、英国裁判所にて次の二通りの解釈が示された。一方は、高等法院の確定判決との同等性は、完全な同等性を意味し、そのような純粹な国内判決が執行できない場合にはICSD仲裁判断もまた執行できない、という見解である。他方は、高等法院の確定判決との同等性にも限界があり、ICSD仲裁判断の執行は、ICSD条約の目的に整合するようになされなければならない、とする見解である。それら二つの見解では、EU法上の誠実協力義務がICSD仲裁判断の執行を妨げる場合に、ICSD条約上の仲裁判断執行義務がEU法上の義務に服するの、換言すればそれら条約上の義務が衝突し得るのかについて、意見が分かれることとなる。以下にそれぞれの解釈を整理する。⁽¹²²⁾

(a) 完全同等性

まず、ICSID 仲裁判断は高等法院の確定判決と全く同じに扱われればよく、そのような純粋な国内確定判決に適用される障害には ICSD 仲裁判断も同様に服する、という考え方である。この見解によれば、純粋な国内確定判決が執行できない状況にあつては、ICSID 仲裁判断もまた執行することはできないが、ただし、それが純粋な国内確定判決にも同様に適用される障害によるものである限りにおいては、ICSID 条約の違反にはならない。この見解は、一九六六年法第二条一項の、「高等法院の判決とみなし、執行に関してこれと同一の効力および効果を有するものとし〔…〕」という規定をその文言通りに解釈したものといえよう。英国法上 ICSD 仲裁判断は、高等法院の確定判決と比べて何ら特別な地位を与えられてはいない、との理解である。

これを本件に当てはめてみるに、まず、EU 加盟国が欧州委員会決定に反するような行為を取ることには、EU 法上の誠実協力義務によって認められないことから、本件仲裁判断に基づく賠償の支払いが違法な国家補助を構成するとして、その支払いを禁止した本件欧州委員会決定がある限り、英国の裁判所は執行手続を行うことはできないこととなる。しかし、そのような誠実協力義務の効力は純粋な英国高等法院の確定判決にも及ぶために、そのような取扱いは、自国の裁判所の確定判決との同等性を規定した ICSD 条約第五四条に反するものではなく、英国の ICSD 条約上の義務違反も生じない。ルーマニア側のこのような完全同等性の主張は、⁽¹²³⁾ 高等法院判決および控訴院判決理由付け B が採用したものであり、これによれば、ICSD 条約第五四条における仲裁判断執行義務と、EU 法上の誠実協力義務との間に衝突は起こり得ないことになる。

(b) 条件付同等性

次に、ICSID 仲裁判断の高等法院の確定判決との同等性には、一定の限界が存在するとの見解である。この見解を採用した英国控訴院判決理由付け A では、特に ICSD 条約の目的に整合するように一九六六年法が解釈され、仲裁判断の執行手続が進められなければならない、との条件が示されていた。これは、ICSD 仲裁判断の高等法院の確定判決との同等性を規定した一九六六年法

は、あくまでも英国のICSID条約上の義務を実施するための国内法であるから、ICSID条約の目的を損なわせるような仲裁判断の取扱いができないとの考えに基づく。

この立場に立つならば、一九六六年法第二条一項は、ICSID仲裁判断が高等法院の確定判決と全く同じに扱われることを求めているのではなく、あくまでもICSID条約の目的に沿った執行手続が進められることを求めていることになる。この点で、一九六六年法第二条一項は、高等法院の確定判決との条件付同等性を求めているということができよう。したがって、本件のようにICSID条約第五条に基づいてICSID仲裁判断の執行を求められた英国の裁判所は、その仲裁判断の執行の際に適用される国内法上の規定が、純粹な国内確定判決にも同様に適用されるものであるとしても、その取扱いがICSID条約の目的に整合するかを検討しなければならない。これは、一九六六年法目的が、英国のICSID条約上の義務の履行にあるからである。仮にそのような検討の結果として、当該取扱いがICSID条約の目的に整合しないと判断された場合、当該規定は仲裁判断の執行手続には適用できない。

この見解を本件に当てはめるならば、EU法上の誠実協力義務を理由として、本件ICSID仲裁判断の執行手続を停止する、ないし最終的に拒否することがICSID条約の目的に整合するかが問題となる。その検討の結果として、そのようなICSID仲裁判断の執行手続の停止ないし執行拒否がICSID条約の目的と整合しないと結論に至れば、誠実協力義務は本件では適用できないこととなる。またICSID条約の目的と不整合である以上、誠実協力義務を理由に本件仲裁判断の執行を停止ないし拒否することは、ICSID条約第五条に違反することとなる。

したがって、理由付けAが採ったこのような条件付同等性の立場では、英国のICSID条約第五条における仲裁判断執行義務と、EU法上の誠実協力義務が衝突する可能性があることとなる。これは、EU法上の誠実協力義務を理由としたICSID仲裁判断の執行手続の停止ないし執行拒否がICSID条約と不整合であるとの結論に至った場合、一方でその仲裁判断を執行する義務が存続し、他方でその執行を認めないEU法上の義務が依然として存続することになるからである。このような衝突可能性がある場合に

は、EU加盟国でもありICSID条約締約国でもある英国の国内裁判所はそれら義務を調整し、どちらの義務を優先させるかを判断しなければならぬこととなる。

(2) ICSID 仲裁判断の執行義務

英国裁判所による完全同等性および条件付同等性における見解の相違は、あくまでも一九六六年法の規定の解釈に基づくものであった。⁽¹²⁴⁾ここでは、英国裁判所による一九六六年法の解釈から一度離れ、ICSID条約締約国の国内裁判所は、第五四条の下でどのように仲裁判断の承認・執行手続を進めるべきかについて、従前の学説をふまえて検討し、ICSID仲裁判断の執行義務とEU法といった遵守確保機能を備えた他の国際組織的枠組みの義務が衝突する可能性があるのかを明らかにすることとしたい。

ICSID条約第五四条は、一項において締約国における仲裁判断の承認・執行 (recognition and enforcement) を定め、そして三項が執行 (execution) 手続は執行地国法によることを規定している。⁽¹²⁵⁾「recognition」の効果として仲裁判断が締約国法上既判力を有すること⁽¹²⁶⁾に争いはないが、一項と三項とに見られる「enforcement」と「execution」の文言の違いについては、それぞれが別の事柄を意味するのかわりに見解が分かれるところではある。⁽¹²⁷⁾しかしICSID条約の特徴が、締約国による仲裁判断の承認・執行を拒否事由なく規定し、かつ第五四条二項において承認・執行 (recognition and enforcement) の具体的な手続を規定したことにあること⁽¹²⁸⁾、また第五四条一項と三項を分けて規定した条約の構造に鑑みれば、第五四条は、仲裁判断の承認、執行および強制執行という三つの概念を区別して規定したと考えるのが妥当であろう。⁽¹²⁹⁾したがって第五四条では、一項における「enforcement」と三項における「execution」は異なる概念であり、前者は仲裁判断への国内法上の執行力の付与を指し、後者は具体的な財産の差押えといった強制執行を指していると解される。⁽¹³⁰⁾すなわち、第五四条一項は、ICSID仲裁判断が国内裁判所の確定判決と同様に、我が国でいう債務名義であることを認めることを意味するのに対して、三項は、強制執行手続が国内法によることを規定している。したがって、ICSID条約は一方で、仲裁判断の既判力を認め執行力を付与することを締約国に義務として課するが、他方で実際の

強制執行手続は各締約国の国内手続規則に則って行われれば良いといえる。⁽¹³²⁾ ゆえに、EU法といった他の国際義務がICSID仲裁判断の執行を制限する場合には、それぞれの段階について、当該義務との間に衝突可能性があるかを検討する必要がある。⁽¹³³⁾ 以下に第五四条一項と三項に分けて検討する。

第一に、ICSID 条約第五四条一項は締約国に対し、ICSID 仲裁判断を拘束力のあるものとして承認し国内法上の既判力を認めることに加え、その仲裁判断を自国の裁判所の確定判決とみなして執行することを求めている。この自国の裁判所の確定判決との同等性から、国内確定判決の執行停止ないし拒否を認める執行地国法上の規定の適用可能性を指摘する見解もある。⁽¹³⁴⁾ しかし、本件仲裁判断の執行手続における英国控訴院判決理由付けAが指摘したように、執行地国の国内裁判所が、ICSID 条約の目的を損なわせるような理由によって仲裁判断の執行拒否をすることは、認められるべきではないだろう。⁽¹³⁵⁾ この一項の段階での締約国の国内裁判所は、ニューヨーク条約第五條が規定するような承認・執行拒否事由の有無を審査することなく、仲裁判断に対する執行力の付与を義務付けられており、ICSID 制度の執行機関と位置付けることができる。⁽¹³⁶⁾ したがって適用し得る執行拒否事由がない以上、ICSID 条約締約国の国内裁判所が、EU法といった他の国際義務を理由としてICSID 仲裁判断への執行力の付与を拒否することは、ICSID 条約上の目的を損なわせるものといえ、そのような執行拒否はICSID 条約第五四条一項違反を構成するものと捉えるべきである。⁽¹³⁷⁾

第二に第五四条三項における強制執行手続の段階についてである。このような第五四条三項の規定は、「仲裁判断の執行」という法律関係について、「執行が求められる領域の属する国」を連結点として、その国で「現に適用されている判決の執行に関する法令」を強制執行段階で適用すべき法として執行地国に対して指定しているように見える。第五四条三項は、単に「手続は法廷地法による」という原則を確認するものではなく、強制執行段階における執行地国法の積極的指定を行ったものと考えられ、同項は、執行地国の国内裁判所が援用すべきICSID 条約上の抵触規則と捉えることが可能である。⁽¹³⁸⁾

第五四条三項において締約国法の適用が認められていることから、純粹な国内判決の強制執行ができない場合には、締約国の国

内裁判所はICSID 仲裁判断の強制執行をする必要はないとも考えられよう。⁽¹³⁸⁾ しかしながら、同項は「執行に関する法令」と限定的に指定しているのであるから、締約国の国内裁判所が適用できる国内法はそのような手続的規定に限られるべきと考えられる。⁽¹³⁹⁾ また、ICSID 仲裁判断の強制執行段階において国内法が適用可能であるのは、あくまでもICSID 条約がそのような法指定を締約国に対して行っているからである。ゆえに、たとえ国内法上の手続的規定であったとしても、その規定の適用が、ICSID 条約の目的を損なわせるものであつてはならないであらう。⁽¹⁴⁰⁾

このように、第五四条一項の執行、および三項の強制執行どちらにおいても、ICSID 条約上の義務が、EU法といった他の国際義務と衝突する可能性はあるように思われる。これまでの検討を英国での本件仲裁判断の執行手続に当てはめてみるに、一方で第五四条一項における仲裁判断に対する既判力の承認および執行力の付与の段階では、それがICSID 条約により直接に義務付けられていることから、本件のようなEU法上の誠実協力義務による承認・執行の拒否は、ICSID 条約上認められないと思われる。⁽¹⁴¹⁾ 他方で、締約国法の適用が指定されている三項の強制執行の段階においても、そのような国内法の適用は、ICSID 条約の目的と整合する手続的規定に制限されている。EU法上の誠実協力義務は、本件仲裁判断の内容の実現それ自体を禁止するものであつて、少なくとも手続的規定とは性質決定され得ず、三項により指定された締約国法に含まれない。⁽¹⁴²⁾ ゆえにEU法上の誠実協力義務に基づく強制執行拒否もまた、ICSID 条約上認められないといえる。⁽¹⁴³⁾

このことから、本件欧州委員会決定の有効性がEUの裁判所にて最終的に認められた場合、英国裁判所はICSID 条約第五四条における仲裁判断執行義務とEU法上の誠実協力義務の衝突可能性に改めて直面し、いずれの義務を優先させるか、すなわちその調整方法を検討することが求められよう。次章では英国裁判所が用い得る調整方法を検討することとしたい。

五 義務の衝突の調整方法

本件での英国裁判所のように、ICSID条約上の仲裁判断執行義務とEU法上の誠実協力義務の間に衝突可能性がある場合、考えられる調整方法としては、EU運営条約第三五一条を用いるEU法の側からの方法、およびウィーン条約法条約第三〇条を用いるICSID条約の側からの方法が考えられる⁽¹⁴⁵⁾。以下にそれぞれを検討する。

1 EU法の側から

EU運営条約第三五一条⁽¹⁴⁵⁾は、一九五八年の欧州経済共同体(EEC)設立、またはそれ以降の新規加盟国についてはその加盟以前に、当該加盟国と第三国(非EU加盟国)との間で締結された条約は、加盟後も存続すると規定する。これは、ある国がEUに加盟した後にも、同国がそれ以前に締結していた条約の権利・義務を存続させ、同国を国際義務違反の地位に置かないことが目的であり、「*pacta sunt servanda*(合意は守られなければならない)」をEU法に取り込んだものとされる⁽¹⁴⁶⁾。英国の場合、EU(当時のEC)への加盟が一九七三年であり、ICSID条約の締結が一九六六年であることから、ICSID条約は加盟前の条約といえる。

ただし、この第三五一条が適用されるのは、EU加盟国と第三国との間の関係だけであるとの見解がEUでは採られてきた⁽¹⁴⁷⁾。すなわち第三五一条については、加盟国がEU加盟前に第三国との間で締結した二国間条約であればその適用可能性に争いはない。しかしそれが多国間条約の場合には、問題となっているのがEU加盟国間の関係(*intra-Community relations*)なのか、第三国との関係なのかを区別し、適用可能かを判断するとされている。この見解によれば、第三国が関係していない純粹にEU加盟国間の関係の場合には、第三国を含む多国間条約であるとしても、第三五一条は適用されないこととなる。

その当否は措くとして、この見解を本件での英国に当てはめてみるに、英国の裁判所では同国のICSID条約第五四条における

仲裁判断執行義務が問題となっており、本件の個人申立人はスウェーデン国籍を有する。したがって上述の見解によれば、本件での英国は本件投資家の本国であるスウェーデンに対して、ICSID 条約第五四条における仲裁判断執行義務を負っているものといえよう。⁽¹¹⁸⁾英国およびスウェーデンともにEU加盟国であることから、英国のスウェーデンに対するICSID 条約第五四条における仲裁判断執行義務は、EU 運営条約第三五一条の適用対象ではないこととなる。その効果として、英国のICSID 条約上の権利・義務は、EU法と衝突する場合には適用され得ないこととなり、本件仲裁判断の執行がEU法上の誠実協力義務に反する場合に英国裁判所は、EU法上はその執行手続を進めることはできない。⁽¹¹⁹⁾

しかしながら多国間条約の場合に、このように個別の事案ごとに関係当事国を特定し、それが第三国との関係であれば第三五一条の適用を認め、EU加盟国間の関係であれば第三五一条の適用を否定するという手法は、常に適当とはいえないのではないか。今日、多くの多国籍企業は、複数の国に現地子会社等の海外拠点を有しており、当該拠点を通じてさらに第三国（当該子会社の設立準拠国以外の国）での企業活動を行うことも通常である。そのような現地子会社と第三国との間に投資紛争が生じると、当該紛争の解決に利害関心を有するのは、現地子会社の本国ではなく、むしろ親会社の本国である。⁽¹²⁰⁾このようにICSID 仲裁手続、特に仲裁判断の内容の実現について利害関心を有しているのは、必ずしもその事件での投資家本国だけではない。投資紛争のこのような性格をふまえれば、関係当事国のみならず、すべての締約国がICSID 仲裁判断の執行に関して利害を有していると考えるのが適当であろう。このことから、本件においてもEU運営条約第三五一条の適用を主張することは可能であるべきではないだろうか。⁽¹²¹⁾そしてその場合には、英国のICSID 条約第五四条における仲裁判断執行義務は、EU条約第四三項における誠実協力義務の影響を受けず、英国裁判所は本件仲裁判断の執行をすることができよう。⁽¹²²⁾ただし、本件のように直接的な関係当事国がEU加盟国のみの場合、従前の議論の下では、第三五一条の適用が認められないことは上述の通りである。

2 ICSD 条約の側から

本件での ICSD 条約上の仲裁判断執行義務と EU 法上の誠実協力義務との間の衝突可能性を、ICSD 条約と EU 条約との間のそれと捉えるならば、ウィーン条約法条約第三〇条（同一の事項に関する相前後する条約の適用）⁽¹⁵³⁾の適用が考えられよう。第三〇条四項は、同一事項に関する条約が相前後して存在する場合に、双方の条約の当事国間の関係においては、先行条約は後行条約と両立する限りにおいて適用される（後法優位の原則）と規定する⁽¹⁵⁴⁾。

これを本件での英国に当てはめると、ICSD 条約よりも後に EU 法上の誠実協力義務を規定したリスボン条約が締結⁽¹⁵⁵⁾されている。このリスボン条約には英国のみならず、本件投資家の本国であるスウェーデンも締結していることから、後行するリスボン条約に適合する範囲において、先行する ICSD 条約が適用されることとなる。したがって誠実協力義務に反する形での本件仲裁判断の執行は、ウィーン条約法条約上は認められない。

しかしながら、このように ICSD 条約と EU 法とをウィーン条約法条約第三〇条で調整するとの見解には、次のような疑問が呈されよう。すなわち、第三〇条は、同一の事項に関する相前後する条約の適用に関する規定であるところ、ICSD 条約と EU 法が同一の事項を規律しているのか、というものである。一方で ICSD 条約は、外国人投資家とその投資受人国間の投資紛争の解決制度の提供を目的とした条約であり、他方で EU 法は、統一された市場制度を中心とする国際組織的枠組みについて規律する。このように両者はその規律対象が大きく異なっており、同一の事項に関する条約という第三〇条の要件を満たすことは、ICSD 条約と EU 法においては容易ではないであろう⁽¹⁵⁶⁾。

六 検討の総括と政策的提言

ICSID 仲裁判断の内容を実現することが、執行地国が締結している他の国際義務に反する場合に、当該執行地国の国内裁判所は、どのように ICSID 仲裁判断を取り扱うべきか。この問題に直面したのが、*Micula v. Romania* 事件での ICSID 仲裁判断の執行を申し立てられた英国裁判所であった。ここでは、当該仲裁判断に基づく賠償の支払いが E U 国家補助規則に反するとして、ルーマニアにその履行を禁じた欧州委員会決定がある状況下において、英国が負っている欧州委員会決定を尊重するとの誠実協力義務と、ICSID 条約上の仲裁判断執行義務の関係性が争われた。それら義務の関係性を検討した英国の高等法院および控訴院では、ICSID 条約を英国において実施する一九六六年法第二条一項が規定する、ICSID 仲裁判断の高等法院の確定判決との同等性の解釈について裁判官の見解が分かれていた。

一方では完全同等性という見解があり、ICSID 条約は高等法院の確定判決と全く同じに扱えばよく、純粹な国内確定判決が執行できないような障害がある場合には、ICSID 仲裁判断の執行もされなくてよい、との解釈が示された。他方では、条件付同等性という見解が示され、一九六六年法の目的はあくまでも英国の ICSID 条約上の義務を履行することであるから、ICSID 仲裁判断の執行手続は ICSID 条約の目的に整合するように進められなければならないとの解釈が示された。したがって後者の場合には、ICSID 仲裁判断の執行手続に適用される国内法上の規定が、純粹な国内確定判決と同様に適用されるものであっても、その取扱いが ICSID 条約の目的に整合しない時には、当該規定は仲裁判断の執行手続には適用できない。このことは、ICSID 仲裁判断の執行手続が、執行地国が締結する他の国際義務によって制限される場合に、ICSID 条約上の仲裁判断執行義務とその執行を制限する他の国際義務との間に衝突可能性があることを意味していた。

英国裁判所において上述のような見解の相違が見られたのは、英国において ICSID 条約を実施する一九六六年法第二条一項が、

ICSID 仲裁判断を高等法院の確定判決とみなして執行すること、すなわちその同等性について何ら定義付けをしていないことに起因する。しかしながら、第二条一項に対応するであろう ICSID 条約第五四条もまた、その仲裁判断の締約国の国内裁判所の確定判決との同等性を規定するのみで、同等性の範囲や程度については言及がない。そうであるならば、第五四条の下で ICSID 仲裁判断を執行する締約国の国内裁判所は、その執行手続においてどのような権限を有しているのか。

この点について、本稿では、従前の学説を参照しつつ、ICSID 条約第五四条が規定する ICSID 仲裁判断の、執行地国の国内裁判所の確定判決との同等性の意味について再考した。ここでは、第五四条の一項における「enforcement」と三項における「execution」が区別でき、前者は仲裁判断に対する執行地国法上の執行力の付与を、後者は具体的な財産の差押えといった強制執行手続を指すものと解することができるとした。したがって、執行地国が締結する他の国際義務が ICSID 仲裁判断の執行を制限する場合には、執行と強制執行の段階それぞれについて、衝突可能性の有無を検討すべきである。一方で前者の段階では「ICSID 条約はニューヨーク条約第五条のような承認・執行拒否事由を規定していないことから、他の国際義務を理由とする ICSID 仲裁判断に対する執行力の付与の拒否は、ICSID 条約の目的に反し、認められないと考えられる。他方、後者の段階においては、強制執行手続が執行地国法によって行われるとの ICSID 条約の規定から、執行地国の国内裁判所が適用できるのはあくまでも手続的规定に限られ、またその適用結果が ICSID 条約の目的を損なわせるものであってはならないと考えられる。このような ICSID 条約第五四条の解釈を本件仲裁判断の英国における執行手続に当てはめれば、執行および強制執行の双方の段階において、EU 法上の誠実協力義務を理由とする執行拒否をすることは ICSID 条約上認められな、との解釈が示された。これによれば、英国が負っている EU 法上の誠実協力義務と ICSID 条約上の仲裁判断執行義務は、やはり衝突する恐れがあることになろう。

そうであるならば、英国裁判所が用い得る調整方法には、どのようなものがあるだろうか。本件の場合には EU 法および ICSID 条約それぞれの視点から調整方法の検討が可能であった。具体的には、EU 運営条約第三五一条、およびウィーン条約法条約第三〇条による調整方法が考えられたが、しかし、採用する調整方法によってどちらの義務が優先するのかについて結果が異なるこ

と、また採用する調整方法も判断機関によって異なり得ることが考えられ、結果の予見可能性という意味では望ましいものではない。⁽¹⁵⁷⁾

上述のように、執行地国が締結する他の国際義務がICSID仲裁判断にどのように影響するのか、について複数の解釈が可能であるのは、ICSID条約第五四条が規定する仲裁判断の締約国の国内裁判所の確定判決との同等性の不明瞭さにある。本件で見られるような、ICSID条約上の仲裁判断執行義務と、EUF法といった他の国際義務の衝突可能性を根本的に解決するためには、その同等性の範囲や程度をICSID条約上明らかにすることが考えられる。または、ICSID条約上の義務と他の国際規則との関係性を新たに規定することも可能である。⁽¹⁵⁷⁾これは例えば、一国が複数の経済関連協定を締結する昨今の現状に鑑み、他の経済関連協定との関係性について、新たに締結する協定に明記するようにである。⁽¹⁵⁸⁾一案として、ICSID条約の締約国が締結する他の国際義務によって仲裁判断の履行や執行ができない場合を想定し、当該他の国際義務がICSID条約上の義務に優先することを認める規定、または調整方法を定める規定等が考えられよう。

しかしながら、そのような改正作業は決して容易ではない。それは、そのような同等性の範囲や程度の明確な定義付けの作業、または新たな規定の起草作業においては、ICSID条約と衝突し得る他の国際義務にどのようなものがあり、当該条項がどの範囲において適用するのかを明らかにしなければならないところ、そのような明確化は、ICSID仲裁判断の内容の実現をどこまで貫徹させるのか、すなわちその強制力の程度をICSID条約上明記することに外ならないからである。ICSID条約締約国がその仲裁制度に求める実効性の程度は各国で異なり得るものであり、各締約国の見解の一致を見ることが困難であることは想像に難くない。とはいえ、ICSID条約第五四条が規定する仲裁判断の締約国の国内裁判所の確定判決との同等性の不明瞭さは、各締約国による独自の解釈と、それに基づくICSID条約実施法の制定へとつながり、ICSID条約や他の締約国が規定する執行手続との間に差異が生じ、互いに矛盾する状況が生じ得ることが考えられるのである。これは、英国裁判所による本件仲裁判断の執行手続の停止判決も例外ではない。

英国においてICSID条約を実施する一九六六年法第二条一項は、高等法院に登録されたICSID仲裁判断は、執行に関して、高等法院による判決とみなし、それと同一の効力および効果を有するものと規定し、同項c号が、高等法院はその執行に関して同一の監督をするものと規定する。同条においては「execution」という単語のみが用いられ、ICSID条約第五条のよう「enforcement」や「execution」が使分けられてはいない。この点、英国裁判所は、一九六六年法第二条一項と同項c号について、前者はICSID条約第五条一項に、後者は第五条三項に対応すると捉えているようで、控訴院判決の理由付けAは、一九六六年法第二条一項c号の規定により、本件仲裁判断の執行手続停止が認められるとした。⁽¹⁵⁾

しかしながら、ICSID条約第五条に関する上述の筆者の解釈によれば、執行地国の国内裁判所が、ICSID仲裁判断に対して自国の手続規定を適用できるのは、強制執行の段階のみである。英国における本件仲裁判断の執行手続についていえば、英国裁判所判決による執行手続の停止の効果として、本件投資家は強制執行の申立てを行うこと自体が制限されると考えられることから、これは執行力の停止とも捉えられる。また、そもそも本件英国裁判所判決は、ルーマニアによる仲裁判断登録取消請求に対するもので、本件投資家による強制執行の申立てに対する判決ではない。これら事情を考慮すると、少なくとも本件仲裁判断については、自国法が適用できる強制執行段階には未だなく、一九六六年法第二条一項c号に基づいて英国民事訴訟規則上の判決の執行手続停止の権限を行使することは、ICSID条約の解釈と整合しないとの指摘が可能である。

このように、ICSID条約を英国法上実施するための一九六六年法ではあるが、その構造や用いられる文言がICSID条約とは異なっていることで、同法に基づく仲裁判断の執行実務が、ICSID条約の規定、または他の締約国の実施法の規定と整合しない事態が生じ得る。ICSID仲裁制度の利用が増加している中、ICSID条約第五条が規定する仲裁判断の締約国の国内裁判所の確定判決との同等性の不明瞭さは、承認・執行制度の安定性の低下、ひいてはその実効性の低下へとつながる恐れがあるのではないか。ICSID条約締約国においては、英国のようにその実施法を制定している締約国⁽¹⁶⁾と、我が国のように実施法はなく、ICSID条約に基づいて直接に仲裁判断の承認・執行を求められ得る締約国とに分かれる。ICSID仲裁判断の承認・執行を求められた際に、国内実施法ま

たは条約そのものを解釈するのかに違いはあるが、締約国の国内裁判所には、ICSID条約の目的を考慮に入れ、制度全体の実効性を損なわないような手続を取ることが求められよう。

七 結びに代えて

本稿ではこれまで、*Micula v. Romania* 事件でのICSID仲裁判断の、英国裁判所における執行停止判決を手がかりとして、ICSID条約第五四条の下で仲裁判断を自国の裁判所の確定判決とみなして執行する義務と、EU法といった遵守確保機能を備えた他の国際組織的枠組みの義務との関係性について検討を行ってきた。本件では、特にICSID条約第五四条における仲裁判断執行義務とEU法上の誠実協力義務との関係性が問題となっていたところ、今後の執行手続に影響を及ぼし得るものとして、*Acmea BV v. Slowakische Republik* 事件（以下、「Acmea事件」）における二〇一八年のEU司法裁判所判決⁽¹⁰⁾があるため、ここで触れることとしたい。EUにおいては従前より、EU加盟国間で締結された投資協定（一般に「Intra-EU BIT」と呼ばれる）がEUの権限構造や域内市場制度と適合しないとの批判がなされていた。このAcmea判決は、EU加盟国間投資協定に規定されていた投資仲裁条項のEU法適合性に関するEU司法機関の初の判断である。

Acmea事件では、オランダ・チェコスロバキア連邦共和国投資協定上の投資仲裁条項⁽¹¹⁾によってUNCITRAL仲裁規則に基づく仲裁手続が開始され、二〇一二年に仲裁判断が下された⁽¹²⁾。その後敗れた当事者であるスロバキアが仲裁地たるドイツの連邦裁判所に対して、スロバキアのEU加盟とともに当該協定はEU加盟国間投資協定となったもので、特にその投資仲裁条項がEU法と適合せず、それに基づいてなされた仲裁判断もEU法上認められないとして仲裁判断の取消しを求めた。そこで連邦通常裁判所が、当該投資協定上の投資仲裁条項がEU法（特にEU法の自律性、先決裁定制度、および無差別義務）に適合するかについて先決裁定を求めたものである。EU司法裁判所は、そのような投資仲裁条項に基づく仲裁廷がEU法の解釈・適用をする可能性がある

ころ、仲裁廷は先決裁定の付託が可能な加盟国の裁判所または審判所とはみなされず、その仲裁判断に対して加盟国の国内裁判所が十分な審査を行うことができない、などとして当該投資仲裁条項がEU運営条約第三四四条および二六七条に適合しないとした。⁽¹⁶⁴⁾ これを受けて連邦通常裁判所は、同判決に従い、Achmea事件仲裁手続の根拠となったオランダ⇨チェコスロバキア連邦共和国投資協定上の投資仲裁条項がEU法と適合しないことで、有効な仲裁合意が存在しないとしてドイツ民事訴訟法第一〇五九条により当該仲裁判断を取り消した。⁽¹⁶⁵⁾

Achmea事件判決はあくまでも、オランダ⇨チェコスロバキア連邦共和国投資協定上の投資仲裁条項のEU法適合性に関する、連邦通常裁判所に向けた回答であるから、Micula事件仲裁判断の英国における執行手続に直接向けられたものではない。しかしMicula事件仲裁手続がEU加盟国間投資協定（スウェーデン⇨ルーマニア投資協定）に基づいて行われた点で両事件は共通しており、投資仲裁条項のEU法との適合性に関する論点はMicula事件仲裁判断にも当てはまるといえよう。この点、EU司法裁判所による先決裁定手続における判決は、当該先決裁定を求めた加盟国裁判所を拘束するとともに、他の加盟国裁判所に対しては事実上の法源となる（*a de facto source of law*）⁽¹⁶⁶⁾とされる。

これに対して、Micula事件仲裁手続はICSID仲裁である点で、非ICSID仲裁たるAchmea事件仲裁手続とは異なっている。ICSID条約が、執行地国の国内裁判所が用い得る承認・執行拒否事由を規定していないことは上述の通りであるから、英国裁判所がAchmea事件判決を受けてMicula事件仲裁判断についても有効な仲裁合意がないとして執行拒否をすることは、少なくともICSID条約上はできない。したがってAchmea事件判決は、英国裁判所にとって、Micula事件仲裁判断の執行を妨げる新たな事由と捉えるべきであろう。これは、たとえ本件欧州委員会決定がEUの裁判所によって無効と判断されたとしても、Micula事件仲裁判断がEU加盟国間投資協定によってなされたものである点で、英国をはじめとするEU加盟国においてその履行や執行が認められないことを意味する。⁽¹⁶⁷⁾ なお、今後英国におけるMicula事件仲裁判断の執行手続において、EU加盟国間投資協定に基づくICSID仲裁判断のEU法適合性について、改めてEU司法裁判所に先決裁定を求める可能性もある。⁽¹⁶⁸⁾

これまで見てきたように、Micaia 事件仲裁判断をめぐっては、EU法を理由としてEU域内における履行および執行ができない事態が続いている。ICSID 条約の観点からのみ見れば、ICSID 仲裁手続に瑕疵がなく、また仲裁判断が有効に存在する以上、その内容は直ちに実現されるべきである。しかしEU 国家補助規則やEU法の自律性等はEU法の中でも重要な基本的価値といえ、EU域内での本件仲裁判断の実現は、現実問題として難しいであろう。このような事態は、ICSID 仲裁判断がすべての締約国において承認・執行可能であるという特徴の重要性の再認識をもたらそう。すなわち、そのような特徴は本来、仲裁手続において敗れた被申立国が仲裁判断を任意に履行しない場面を想定したものといえるが、本件での英国のように、何らかの事由によって執行手続を進められない締約国がある場面でも有益なのである。Micaia 事件仲裁判断をめぐっては、米国においても執行手続が進められており、仲裁判断の内容の実現が最終的に果たされるのか、今後も動向を注視していく必要がある。

(1) Convention on the settlement of investment disputes between States and nationals of other States, March 18, 1956, 575 U. N. T. S. 159.

(2) 国際投資仲裁制度について解説したものとしては例えば、阿部克則監修『国際投資仲裁ガイドブック』（中央経済社、二〇一六年）、および濱本正太郎「投資仲裁制度」谷口安平・鈴木五十三編集代表『国際商事仲裁の法と実務』（丸善雄松堂、二〇一六年）等がある。

(3) Christoph H. Schreuer et al., *The ICSID Convention: A Commentary, Second Edition* (Cambridge University Press, 2009), p. 351.

なお、ICSID のような「自己完結性」は、国際法上の「自己完結的制度 (self-contained régime)」とは異なる。後者は「ある国際法規範の違反に對して、被害国は当該規範がその一部を成す条約等によって予め規定された対応をとることが求められ、国際違法行為の通常の法的帰結 (legal consequences) はその限りで排除される制度」とされ、国家間の国際法上の紛争解決に際して用いられる概念である。この点については、山本良「国際法上の『自己完結的制度』に関する一考察」『国際法外交雑誌』第九三卷二号（一九九四年）三三三頁参照。

(4) ICSID 条約第五四条は次のように規定する。

「(一) 各締約国は、この条約に従って行われた仲裁判断を拘束力があるものとして承認し、また、その仲裁判断を自国の裁判所の確定判決とみなしてその仲裁判断によって課される金銭上の義務をその領域において執行するものとする。連邦制の締約国は、連邦裁判所により当該仲裁判断を執行することができ、また、連邦裁判所が当該仲裁判断を州裁判所の確定判決とみなして取り扱うことを定めることができる。

(二) いずれかの締約国の領域において仲裁判断の承認及び執行を求める当事者は、その締約国がこのために定める管轄裁判所その他権限の

ある当局に対し、事務局長により証明された仲裁判断の謄本を提出しなければならない。各締約国は、このための管轄裁判所その他権限のある当局の指定及びその後日の変更を事務局長に通告する。

(三) 仲裁判断の執行は、執行が求められている領域の属する国で限に適用されている判決の執行に関する法令に従って行われる。」

なお本稿は、条約の訳文につき岩沢雄司編集代表『国際条約集二〇一八年版』（有斐閣、二〇一八年）によるものとし、以下、他の条約についても特筆のない限り同様とする。

- (5) 我が国でのICSID仲裁判断の承認・執行手続を検討したのとしては例えば、横島路子「ICSID仲裁判断の承認・執行—その手続と実効性を中心に—」『上智法学論集』第五三巻四号（二〇一〇年）がある。
- (6) 我が国で本件を取り上げたものとしては特に、玉田大「国家補助規制と投資保護義務の抵触問題」RIETI Discussion Paper Series 16-1051（二〇一六年）がある。
- (7) 本件ICSID仲裁手続での申立人は、スウェーデン国籍を有する個人投資家二名（Ioan Micula および Viorel Micula）ならびに両名が排他的に所有権を有し、ルーマニア国内で操業する企業申立人三社（S. C. European Food S. A.、S. C. Starnill S. R. L. および S. C. Multipack S. R. L.）からなる。詳細についてはIIを参照された。
- (8) Ioan Micula, Viorel Micula, S. C. European Food S. A., S. C. Starnill S. R. L. and S. C. Multipack S. R. L. v. Romania, ICSID Case No. ARB/05/20, Award (December 11, 2013).
- (9) Commission Decision (EU) 2015/1470, 2015 O. J. (L 232) 43.
- (10) Case T-704/15, Micula and Others v. Commission.
- (11) Viorel Micula, Ioan Micula, S. C. European Food S. A., S. C. Starnill S. R. L., S. C. Multipack S. R. L. v. Romania [2017] EWHC(Comm) 31. [2017] Bus. L. R. 1147.
- (12) Viorel Micula, Ioan Micula, S. C. European Food S. A., S. C. Starnill S. R. L., S. C. Multipack S. R. L. v. Romania [2018] EWCA(Civ) 1801. [2018] 7 WLUK 665.
なお控訴院判決によれば、本件投資家は、ルーマニアでの執行手続と並行して、米国、フランス、ベルギー、ルクセンブルク、スウェーデン、および英国において執行手続を開始したが、いずれの国の国内裁判所も未だ本件仲裁判断を執行していない（para. 23）。
- (13) 福永有夏『国際経済協定の遵守確保と紛争処理——WTO紛争処理制度及び投資仲裁制度の意義と限界』（有斐閣、二〇一三年）一一六および五七—六〇頁参照。本稿では、ICSID条約上の義務と衝突可能性のある他の国際義務として、WTOやNAFTA等の国際経済協定、またはEUのように、その締約国の義務の履行を実現ないし強制するために、「遵守確保機能」（同書、三頁）として「法制度化された紛争処理制度」（同書、五七頁）を有している、複数の主権国家からなる国際体制上の義務を念頭に置いている。本稿ではICSID条約とEU法の関係

性が特に問題となることから、「国際組織的枠組み」との語を用いた。

- (14) Convention on the Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Awards, June 10, 1959, 330 U.N.T.S.3.
- (15) 高杉直「国際投資仲裁判断の執行―国際商事仲裁との比較―」『日本国際経済法学会年報』第二十六号(二〇一七年) 五七頁参照。
- (16) ICSID 仲裁制度においては、締約国の国内裁判所が仲裁判断の解釈、再審および取消しをすることはできず、それら手続は ICSID 条約第五〇条から第五二条の規定に従い、ICSID 仲裁廷または特別委員会 (ad hoc Committee) のみが行うことである。
なお、ICSID 仲裁判断の取消制度については、濱本正太郎「投資協定仲裁の公的品格と ICSID 仲裁判断取消制度の新展開」『法学論叢』第一七〇巻四・五・六号(二〇一二年) および河野真理子「投資紛争解決国際センターにおける仲裁判断のコントロール―仲裁制度における裁判所の権限と当事者の意思の妥当範囲についての一考察―」『国際法外交雑誌』第九七巻一号(一九九八年)も参照。
- (17) 黒田秀治「ICSID 仲裁判断の承認・執行の法構造」『早稲田法学会誌』第四四巻(一九九四年) 一九〇頁参照。
- (18) 例えば Case C-126/97, Eco Swiss China Time Ltd v Benetton International NV, 1999 E.C.R. I-03055, paras. 36-39 において EU 司法裁判所は、競争法の規定である EC 条約第八五条は共同体に委ねられた事項の達成に不可欠な基本的条項 (fundamental provision) であり、ニュートーク条約第五 a 項 b 号における公序の問題になり得るとした。同判決については Jürgen Basedow, "EU Law in International Arbitration: Referrals to the European Court of Justice," *Journal of International Arbitration*, Vol. 32, Issue 4 (2015), pp. 371-373 を参照。
- (19) 仲裁判断の承認・執行手続について解説したものとしては、例えば、小川和茂「仲裁判断の承認・執行」谷口安平・鈴木五十三編集代表『国際商事仲裁の法と実務』(丸善雄松堂、二〇一六年)があり、公序による承認・執行拒否については四四〇―四四三頁参照。
投資仲裁判断の取消し、または承認・執行拒否が求められる事案においては、投資協定に基づく仲裁廷の管轄権の成立の有無が争われることも多い。そのような事案の米国最高裁判所判決を取り上げたものとして、拙稿「非 ICSID 仲裁廷の管轄権に関する国家裁判所の審査権限―BG Group v. Argentina 事件を手がかりに―」『大学院研究年報』第四八号法学研究科篇(中央大学、二〇一九年)参照。
- (20) ICSID 条約第五四条における承認・執行義務の性質について我が国で詳細に検討したのとして特に、黒田「前掲論文」(注(17))が挙げられる。
- (21) Ioan Micula, Viorel Micula, S. C. European Food S. A., S. C. Starmill S. R. L. and S. C. Multipack S. R. L. v. Romania, ICSID Case No. ARB/05/20, Award (December 11, 2013) (hereinafter "Micula Award").
- (22) *Ibid.*, para. 145.
- (23) *Ibid.*, para. 152.
- (24) *Ibid.*, para. 156.
- (25) *Ibid.*, paras. 173-177.

- (26) Europe Agreement between the European Communities and their Member States, of the one part, and Romania, of the other part, December 31, 1994, 1994 OJ (L 357) 2.
- (27) Micula, Award, *supra* note 21, paras. 178–180. またマイキ・ロビンソン・ホール (acquis communautaire) は「既存EU法体系」を意味し、「EU内すべての加盟国を共に拘束する共通の権利および義務の総体」とされる(庄司克宏『新EU法基礎篇』(岩波書店、二〇一三年) 三六三頁)。
- (28) Agreement between the Government of the Kingdom of Sweden and the Government of Romania on the Promotion and Reciprocal Protection of Investments, May 29, 2002.
- (29) Micula, Award, *supra* note 21, paras. 227–249.
- (30) Ioan Micula, Viorel Micula, S. C. European Food S. A. S. C. Starmil S. R. L. and S. C. Multipack S. R. L. v. Romania, ICSID Case No. ARB/05/20, Decision on Jurisdiction and Admissibility (September 24, 2008).
- (31) Ioan Micula, Viorel Micula and Others v. Romania, ICSID Case NO. ARB/05/20, Decision on Annulment (February 26, 2016).
- (32) Micula, Award, *supra* note 21, para. 529.
- (33) *Ibid.*, paras. 674; 677.
- (34) *Ibid.*, paras. 724–725.
- (35) *Ibid.*, paras. 825–827.
- (36) *Ibid.*, paras. 835–836.
- (37) *Ibid.*, para. 864.
- (38) *Ibid.*, paras. 869–870.
- (39) *Ibid.*, para. 1245.
- (40) *Ibid.*, para. 1329.
- (41) Commission Decision (EU) 2015/1470, 2015 O. J. (L 232) 43 (hereinafter “Commission Decision”).
- (42) Consolidated Version of the Treaty on the Functioning of the European Union, May 9, 2008, 2008 O. J. (C 115) 47.
- 第一〇七条一項は次のように規定する。「本条約に別段の定めがある場合を除き、加盟国によって供与されるあらゆる補助又は形態を問わず国庫から支給されるものであって、特定の事業者又は特定の商品の生産に便益を与えることにより競争を歪曲し又はそのおそれがある補助は、加盟国間の通商に影響を及ぼす限り、域内市場と両立しない。」(訳につき、多田英明他「競争法の観点からみた国家補助規制—EU競争法の議論を参考に—」(公正取引委員会競争政策研究センター、二〇一二年) 資料編二頁、https://www.jftc.go.jp/cprc/reports/index_files/)

cr-012.pdf (二〇一九年五月二五日時点) 参照)。

- (43) 本件仲裁判断が出されてから欧州委員会決定までの動きの詳細は、Commission Decision, *supra* note 41, paras. 1-11: 88-88参照。またEU国家補助規則における欧州委員会の監督手続については、レイ・ウォーシエル著(小梁吉章訳)『欧州競争法』(信山社、二〇二二年)五三四―五七四頁に詳しい。また笠原宏『法律学講座EU競争法』(信山社、二〇一六年)三四八―三四九頁も参照。
- (44) Commission Decision, *Supra* note 41, paras. 79-88.
- (45) *Ibid.*, para. 92.
- (46) *Ibid.*, paras. 93-96.
- (47) *Ibid.*, para. 100, ラジビ欧州委員会 Joined Case 106 to 120/87, *Asteris AE and others v. Hellenic Republic and European Economic Community*, 1988 E.C.R. 05515, para. 23を引用しつゝ。ラジビ
- (48) *Ibid.*, para. 103, ラジビ欧州委員会 Case C-119/05, *Ministero dell'Industria, del Commercio e dell'Artigianato v. Lucchini Sp.A. formerly Lucchini Siderurgica Sp.A.*, 2007 E.C.R. I-06199, para. 59を引用しつゝ。ラジビ
- (49) *Ibid.*, para. 104.
- (50) *Ibid.*, paras. 109-114.
- (51) *Ibid.*, para. 116.
- (52) *Ibid.*, para. 120.
- (53) Consolidated Version of the Treaty on European Union, December 26, 2012, 2012 O.J. (C 326) 13.
EU条約第四条三項は次のように規定する。
「誠実協力の原則に従い、連合と加盟国は、両条約から生じる任務の遂行に際して、十分に相互に尊重し、かつ支援する。加盟国は、両条約から生じる義務又は連合の機関の行為から生じる義務の履行を確保するために、一般的又は個別的なあらゆる適当な措置をとる。加盟国は、連合の任務の達成を促進するものとし、連合の目的の達成を危険にさらすいかなる措置もとってはならない。」
- (54) Commission Decision, *supra* note 41, paras. 117-121.
- (55) *Ibid.*, para. 122.
- (56) *Ibid.*, para. 123.
- (57) *Ibid.*, para. 125.
- (58) EU運営条約第三五一条の第一文は次のように規定する。
「一九五八年一月一日以前に、又は、新規加盟国については、その加盟日以前に、一又は二以上の加盟国を一方の当事者、一又は二以上のEU加盟国におけるICSID仲裁判断の執行問題(田村)

第三国を他方の当事者として締結された協定から生じる権利及び義務は、両条約の規定により影響を受けない。」

- (59) Commission Decision, *supra* note 41, para. 127.
- (60) *Ibid.*, para. 128.
- (61) *Ibid.*, para. 129.
- (62) *Ibid.*, paras. 130–140.
- (63) *Ibid.*, para. 141.
- (64) *Ibid.*, paras. 142–152.
- (65) *Ibid.*, paras. 154–160.
- (66) *Ibid.*, Article 1–2.
- (67) Arbitration (International Investment Disputes) Act 1966.
- (68) 一九六六年法第二條一項は次のように規定する（筆者訳）。
 「第二條 登録の効果
 一項 この法律の規定に従って、上記第一条の下で登録された仲裁判断は、それが課す金銭上の諸義務に関して、当該仲裁判断がなされた日に当該条約に基づいて与えられ、この法律の下で登録された日 (date of registration) に登録された (entered) 高等法院の判決とみなし、執行 (execution) に関してこれと同一の効力および効果を有するものとし、また、そのような金銭上の義務に関する限り、当該判断を高等法院の判決とみなし、
 (a) 当該判断について手続が進められ、
 (b) 当該判断について登録された合計額は利息を付帯するものとし、
 (c) 高等法院はその執行に関して同一の監督をするものとする。」
- (69) Viorol Micula, Ioan Micula, S. C. European Food S. A. S. C. Stamfil S. R. L., S. C. Multipack S. R. L. v. Romania [2017] EWHC (Comm) 31, [2017] Bus. L. R. 1147 (hereinafter “Micula, High Court”). 本項において高等法院判決を参照する際には、Business Law Reports (Bus. L. R.) のパラグラフ番号を脚注に示す。
- (70) *Ibid.*, para. 54 は、一九六六年法第二條一項における高等法院の判決は、「ICSID 条約第五四条と同様に、確定判決 (final judgement) を意味するものとしてくる。」
- (71) *Ibid.*, paras. 113–117.
- (72) *Ibid.*, paras. 118–126.

- (73) *Ibid.*, paras. 127–129. ヲリヨビ高等法院は、英国裁判所が ICSID 仲裁判断の執行を求められた事案に於て、AIG Capital Partners Inc v. Republic of Kazakhstan [2005] EWHC (Comm) 2239, [2006] 1 W. L. R. 1420, para. 87 を参照して云々。
- (74) *Ibid.*, para. 131. ヲリヨビ製糖会社 Emerald Supplies Ltd v. British Airways Plc [2015] EWCA Civ 1024, [2016] Bus. L.R. 145, para. 70 を参照して云々。
- (75) *Ibid.*, ヲリヨビ製糖会社 Case C-284/12, Deutsche Lufthansa AG v. Flughafen Frankfurt-Hahn GmbH, 2013 ECLI: EU: C: 2013: 755, para. 44 を引用して云々。
- (76) *Ibid.*
- (77) *Ibid.*, para. 132.
- (78) *Ibid.*
- (79) *Ibid.*, para. 135.
- (80) 日ロ運輸条約第三十五条については前掲注(75) 参照。
- (81) *Micula*, High Court, *supra* note 69, paras. 136–138.
- (82) *Ibid.*, paras. 141–143.
- (83) *Ibid.*, paras. 145–151.
- (84) *Ibid.*, para. 152.
- (85) *Ibid.*
- (86) *Viorol Micula*, Ioan Micula, S. C. European Food S. A. S. C. Starmill S. R. L., S. C. Multipack S. R. L. v. Romania [2018] EWCA (Civ) 1801, [2018] 7 W.L.R. 665 (hereinafter “*Micula*, Court of Appeal”). 本稿のなごし特許裁判法を参照する際には、Neutral Citation (EWCA (Civ)) に S を添ったの番号を脚注に示す。
- (87) *Ibid.*, paras. 104–105.
- (88) *Ibid.*, para. 113.
- (89) *Ibid.*, para. 114.
- (90) *Ibid.*, paras. 118–120.
- (91) *Ibid.*, para. 123.
- (92) *Ibid.*, para. 124.
- (93) ヴィーン条約法条約 (Vienna Convention on the Law of Treaties, May 23, 1969, 1155 U.N.T.S. 331) 第三十一条は、次のように規定する。

「一 条約は、文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に解釈するものとする。

二 条約の解釈上、文脈というときは、条約文（前文及び附属書を含む。）のほか、次のものを含める。

(a) 条約の締結に関連してすべての当事国の間でされた条約の関係合意

(b) 条約の締結に関連して当事国の一又は二以上が作成した文書であつてこれらの当事国以外の当事国が条約の関係文書として認められた

もの

三 文脈とともに、次のものを考慮する。

(a) 条約の解釈又は適用につき当事国の間で後にされた合意

(b) 条約の適用につき後に生じた慣行であつて、条約の解釈についての当事国の合意を確立するもの

(c) 当事国の間関係において適用される国際法の関連規則

四 用語は、当事国がこれに特別の意味を与えることを意図していたと認められる場合には、当該特別の意味を有する。」

(94) *Micula, Court of Appeal, supra note 86, para. 125.*

(95) *Ibid.*

(96) *Ibid.*, para. 130.

(97) *Ibid.*, paras. 136–138.

(98) *Ibid.*, para. 141.

(99) *Ibid.*, paras. 148–150.

(100) *Ibid.*, para. 151.

(101) EU運営条約第三五一条については前掲注(58) 参照。

(102) *Micula, Court of Appeal, supra note 86, paras. 155–162.*

(103) *Ibid.*, paras. 173–176.

(104) *Ibid.*, para. 182.

(105) *Ibid.*, para. 184.

(106) ICSD 条約第六四条は次のように規定する（公定訳による）。

「この条約の解釈又は適用に関して締約国間に生ずる紛争で交渉により解決されないものは、関係国が他の解決方法について合意しない限り、その紛争のいずれかの当事国の請求により、国際司法裁判所に付託されるものとする。」

(107) *Micula, Court of Appeal, supra note 86, paras. 190–192.*

- (108) *Ibid.*, paras. 195–197.
- (109) 一九六六年法第二条一項については、前掲注(68)参照。
- (110) ICSID条約第五四条については、前掲注(4)参照。
- (111) 本件でのICSID条約とEU法の関係性に衝突を見出し、調整方法を検討した論考としてはChristian Tieje and Clemens Wackernagel, “Enforcement of Intra-EU ICSID Awards: Multilevel Governance, Investment Tribunals and the Lost Opportunity of the Micaula Arbitration,” *The Journal of World Investment & Trade*, Vol. 16, Issue 2 (2015), 44–45 Hanno Wehland, “The Enforcement of Intra-EU BIT Awards: *Micaula v. Romania and Beyond*,” *The Journal of World Investment & Trade*, Vol. 17, Issue 6 (2016) が重要。しかしながら、両者の間にも衝突可能性があるのかについては、必ずしも検討されなかった。またJack Beatson, “International arbitration, public policy considerations, and conflicts of law: the perspectives of reviewing and enforcing courts,” *Arbitration International*, Vol. 33, Issue 2 (2017), pp. 183–184は、本件仲裁判断の執行手続をめぐっては、投資法およびICSID制度ならびにEU法の間に法的抵触(legal conflict)が発生しているとした。その上で、EUにおいて執行が申し立てられ、その執行がEU法の基本的な条項の違反(a breach of a fundamental provision of EU law)となる場合には、ICSID条約第五四条はEU法に譲るであろうが、EU域外においての執行手続においては第五四条が適用するかどうかと指摘している。
- (112) Emerald Supplies Ltd, *supra* note, 74.
- (113) Deutsche Lufthansa AG, *supra* note, 75.
- (114) EU条約第四條三項については前掲注(63)参照。
- (115) Deutsche Lufthansa AG, *supra* note 75, para. 41.
- (116) 誠実協力義務については中西優美子『法学叢書 EU法』(新世社、二〇二二年)二三四―二三五頁および庄司『前掲書』(注(27))二二六―二二七頁参照。
- (117) 中西『前掲書』(注(116))一一四および一一七頁参照。
- (118) ヴォージュル『前掲書』(注(43))五五五―五五六二頁参照。ただしそのような回収は「法的安全原則に反するものであってはなら」ず、「受益者の適正な信頼の保護といった欧州法の一般原則に反する」など「例外的事情」がないかを、欧州委員会は判断しなければならぬとされている(同書、五六〇頁)。

この点は本件欧州委員会決定においてもみられる。本件投資家は、EGCO2の下での優遇措置についての正当な期待を根拠として、本件では違法な国家補助の回復は認められないと主張していた。これに対し欧州委員会は、問題となっているのは本件仲裁判断に基づく賠償の支払であること、またEGCO2のEU国家補助規則との不適合性は優遇措置廃止以前から指摘されていたものであり、そのような正当な期待は

本件では認められないと結論付けていた(前掲注(65) および対応する本文を参照)。

- (119) 本件欧州委員会決定の結論部第五条では、「本決定はルーマニアに対する (addressed) ものである」とされている。
- (120) Case T-704/15, *Micula and Others v. Commission*.
- (121) 欧州委員会決定取消訴訟については、ウォーシエル『前掲書』(注43)五六四―五七〇頁参照。
- (122) それら見解の相違は、一九六六年法に基づいてICSD仲裁判断を執行する英国裁判所における見解の相違であることに留意されたい。すなわち、前章での英国裁判所判決において検討されていたICSD条約第五条における仲裁判断執行義務は、あくまでも一九六六年法を介してのICSD条約の解釈であって、ICSD条約そのものを直截に解釈したものではない。このような留意が求められるのは、一九六六年法第二条一項と、同項に対応すると思われるICSD条約第五条とは、文言や条文構造が多少異なっており、両者間の対応関係が必ずしも明らかではないからである。したがって、英国裁判所の見解は、あくまでも一九六六年法の解釈と捉える必要がある。ICSD条約第五条それぞれ自体の解釈は、項を改めて試みる。
- (123) 控訴院所判決においては「同等性 (equivalence)」と表現されるが、次項との関係から本稿では、「完全同等性」という。
- (124) この留意点については、前掲注(122)を参照されたい。
- (125) なお我が国S ICSD条約公定訳は、「enforcement」および「execution」と訳している。
- (126) Schreuer et al. *supra* note 3, p. 1128 参照。
- (127) これはICSD条約が第五条一項と三項とで、執行を意味する「enforcement」と「execution」とを使い分けていることに起因し、それぞれが独自の意味を有するの否かに関する見解の相違である。この点ICSD条約コメントリーは、両者は同じ事柄を意味するもので、違いはないとの見解を採る。これは、英文と並んでICSD条約の正文たる仏文および西文においては、英文に見られる用語の使い分けがないことをその根拠とする (Schreuer et al. *Ibid.*, pp. 1134–1136)。
- (128) Schreuer et al. *Ibid.*, pp. 1117–1118 参照。
- (129) このように承認、執行および強制執行にそれぞれ意味を見出す見解として、黒田「前掲論文」(注(17))一九四頁および、黒田秀治「投資紛争と主権免除—ICSD仲裁判断に対する主権免除の許容性—」島田征夫・江泉芳信・清水章雄『変動する国際社会と法—土井輝生先生古稀記念—』(敬文堂、一九九六年)一七二―一七四頁参照。また、New York City Bar, “Recommended Procedures for Recognition and Enforcement of International Arbitration Awards Rendered Under the ICSD Convention” (2012), at <https://www2.nybar.org/pdf/report/uploads/20072262.ProceduresforAwardsunderICSD.pdf> (as of May 25, 2019), p. 6 4-4 5; Albert Jan Van Den Berg, “Recent Enforcement Problems under the New York and ICSD Conventions,” *Arbitration International*, Vol. 1, No. 1 (1989), pp. 11–12 4 参照。
- (130) なお黒田「前掲論文」(注(17))は、ICSD条約第五条一項は「執行可能性の付与」(一九六頁)を意味するが、「ICSD仲裁判断の執行

力が締約国の国内裁判所に自動的に及ぶことにはならない」(一九五頁)とする。これは、仲裁判断への執行可能性の付与と執行力の付与とを区別し、後者を第五四条三項の段階のものとして捉える見解に思われる。しかし、第五四条一項によってICSID仲裁判断は締約国の国内裁判所の確定判決とみなされるところ、そのような確定判決は一般的には執行力を有していると考えられることから、二項の段階からICSID仲裁判断は執行力を有していると解するのが妥当ではないだろうか。

(131) 横島「前掲論文」(注5)三三三—三三六頁、および高杉「前掲論文」(注15)六五頁参照。

(132) 従前の学説においては、第五四条一項の「recognition」と三項の「execution」の区別に重点を置いたものも見られる(例えば、Susan Choi, 'Judicial Enforcement of Arbitration Awards under the ICISD and New York Conventions,' *New York University Journal of International Law and Politics*, Vol. 28 (1995), p. 179。またGeorges R. Delaune, 'ICISD Arbitration and the Courts,' *The American Journal of International Law*, Vol. 77, No. 4 (1983), 799—800参照)。しかし、仲裁判断の国内法上の既判力を認める「承認」と「仲裁判断に執行力を付与する」「執行」はその性質が異なるものと考え、概念としては区別されるべきであろう。

(133) Edward Baldwin, Mark Kantor and Michael Nolan, 'Limits to Enforcement of ICISD Awards,' *Journal of International Arbitration*, Vol. 23, Issue 1 (2006), pp. 9—14参照。同論文・p. 9の脚注26は、Arnon Broches, 'Awards Rendered Pursuant to the ICISD Convention: Binding Force, Finality, Recognition, Enforcement, Execution,' *ICISD Review - Foreign Investment Law Journal*, Vol. 2, Issue 2 (1987) p. 312を参照し、「ICSID条約の起草段階においてICSID仲裁判断の承認・執行を妨げるために「例外的な事由(exceptional ground)」が執行地国法上の規定に基づいて提起され得ることが認識されていたと指摘する。

(134) 英国控訴院の理由付けAについては、本稿二三参照。この点理由付けAは、ウィーン条約法条約第三二条に言及しており、同条は条約解釈において当該条約の目的も考慮するとしている。

(135) このような指摘として黒田「前掲論文」(注17)一九〇頁参照。国家の裁判所が「国際法秩序の機関として行動する」という点については、深津栄一「国際判決の執行」『国際法外交雑誌』第六七巻一号(一九六八)九三—九六頁、および深津栄一「国際判決の執行をめぐる諸問題」『国際法外交雑誌』第六四巻六号(一九六六)三三—三六頁参照。

またBroches, *supra* note 133, p. 318は「ICSID条約第五四条一項の規定は「award shall be enforceable」とされるべきであったとする。そのように規定するにつれて「ICSID」条約によって規律され定められる(decreed)執行可能性と「国内法によって規律される強制執行(execution)」におけるその表現との間の区別をより明らかにしたであろう」とする。

(136) 同原則については澤木敬郎『手続は法廷地法による』の原則について「国際民事訴訟法上の証拠を中心として」「立教法学」第一三巻(一九七四年)参照。

(137) これに対して本案における適用法規を定めているのがICSID条約第四二条である。この点については、多喜寛「ICSID仲裁判断の規準—

- 特に『国際法』の意義を中心に」『国家契約の法理論』（中央大学出版社、二〇〇七年）、森川俊孝「ICSID 仲裁における国際法と国内法の関係」『日本国際経済法学会年報』第一七号（二〇〇八年）、および米谷三以「適用法規—国際法の直接適用とその含意」小寺彰編著『国際投資協定—仲裁による法的保護』（三省堂、二〇一〇年）等がある。
- (138) International Bank for Reconstruction and Development, "Report of the Executive Directors on the Convention on the Settlement of Investment Disputes between States and Nationals of Other States," at <https://icsid.worldbank.org/en/Pages/icsiddocs/REPORT-OF-THE-EXECUTIVE-DIRECTORS-ON-THE-ICSID-CONVENTION.aspx> (as of May 25, 2019), pp. 47–48 参照。
- (139) 適用可能な国内法は手続的な規定に限定されるこの指摘はごき Schreuer et al., *supra* note 3, p. 1149。および高杉「前掲論文」(注(15)) 五八頁参照。また、第五四条三項がその手続を締約国の法にゆらした背景には、すべての締約国で適用可能な統一した手続の策定が困難だったことがあつた（Aron Broches, "The Convention on the Settlement of Investment Disputes between States and Nationals of Other States," *Revue des Cours*, Vol. 136 (1972), p. 401 参照）。
- (140) ICSID 条約の目的は、ICSID 仲裁廷ごき度々検討された。ごき Ahmad Ali Ghouri, *Interaction and Conflict of Treaties in Investment Arbitration* (Kluwer Law International, 2015), pp. 138–146 参照。
- (141) ごき ICSID 仲裁判断の承認・執行がEU法上の義務に反しないかを検討すること自体が、仲裁判断の実質的再審査に当たるとはなにか。この点本件高等法院判決は、欧州委員会決定と衝突する判決を下すことを加盟国の裁判所は慎まねばならないとの判例法の適用は公序に基づいてはならないとした（前掲注(76)）および対応する本文を参照。このことから、仲裁判断の内容如何ではなく、その執行自体が誠実協力義務に反すると捉えていることが分かる。なお実質的再審査の禁止については例えば、中西康「外国判決の承認執行における revision au fond の禁止について（一）～（四）完」『法学論叢』第一三五巻二号、四号、六号、第一三六巻一号（一九九四年）参照。ICSID 仲裁判断の終局性と再審査の禁止については特に Schreuer et al., *supra* note 3, pp. 1139–1141 参照。
- (142) このように第五四条三項が指定する締約国の国内法の範囲については、それが手続的規定であるかの判断、すなわち性質決定が重要となる。このような基準の確定に関しては、国際民事訴訟法分野におけるこれまでの議論が有用であるように思われる。例えば、澤木敬郎「国際私法と国際民事訴訟法」澤木敬郎・青山善充編『国際民事訴訟法の理論』（有斐閣、一九八七年）参照。
- (143) ただし、ルーマニアはICSID 条約第五五条に基づいて、英国内に所在する財産が執行免除の対象であるとの主張をすることはできる。ICSID 仲裁制度における執行免除については、例えば井上裕子「投資紛争解決における執行免除—契約的規律の可能性—」『立命館法政論集』第一〇号（二〇一二年）および水島朋則「投資仲裁判断の執行に関する問題」RIEFTI Discussion Paper Series 13J-078（二〇一三年）等がある。

- (14) このような二つの視点に分けて検討するのは、ICSID条約とEU法の関係性が問題となる際に、それを取り扱う機関によってアプローチが全く異なり得るからである。一方で本件の英国裁判所のように、EU加盟国の国内裁判所がそのような問題を検討する際には、EU加盟国としての立場から、すなわちEU法の側からまず検討するであろう。他方で、例えばICSID仲裁廷が当該問題を検討する場合には、仲裁廷自身はEU法に拘束されていないために、条約の衝突に関する一般国際法上の調整方法に依拠することが考えられる。このように、扱う問題は同じであるものの、判断機関によって採用する調整方法は大きく異なることが考えられ、それぞれについて本稿では検討することとした。なお、Tietje and Wackernagel *supra* note 111, pp. 207–209 および Wehand, *supra* note 111, p. 944 も、このような判断機関による視点の違いを指摘している。
- (15) EU運営条約第三五一条については前掲注(58) 参照。
- (16) Tietje and Wackernagel, *supra* note 111, p. 210 参照。
- (17) Allan Rossas, “The status in EU Law of International Agreements Concluded by EU Member States,” *Fordham International Law Journal*, Vol. 34, Issue 5 (2011), pp. 1319–1320 参照。また、Tietje and Wackernagel, *Ibid.* および Wehand, *supra* note 111, pp. 958–959 も参照。
- (18) したがって少なくとも英国での執行の場面では、紛争当事国であるルーマニアのICSID上の権利・義務は問題とならないこととなる。
- (19) 本件欧州委員会決定においても、このような立場が採られていた（前掲注(61) および対応する本文を参照）。
- (20) 例えば、Saluka Investments B.V. v. Czech Republic 事件（福永有夏「判批」小寺彰・森川幸一・西村弓編『国際法判例百選（第二版）』（有斐閣、二〇一一年）一四六―一四七頁）がこの例である。
- (21) Rossas, *supra* note 147, p. 1320 は、多国間条約の場合には「締約国の条約違反が、すべての締約国の条約上の権利に影響を及ぼし得る」とがあるところを指摘する。その上で、そのような場合には第三五一条の適用を主張し得るであろうと述べる。
- (22) この点、本件の控訴院判決において Arden 裁判官による理由付け D は同様の結論に至っているが、その²⁰では ICSID 条約第六四条が参照された（前掲注(106)―(108) および対応する本文を参照）。
- (23) Tietje and Wackernagel, *supra* note 111, pp. 217–219 参照。
- ウイーン条約法条約第三〇条は次のように規定する。
- 「一 国際連合憲章第百三条の規定が適用されることを条件として、同一の事項に関する相前後する条約の当事国の権利及び義務は、二から五までの規定により決定する。〔…〕
- 三 条約の当事国のすべてが後の条約の当事国となっている場合において、第五十九条の規定による条約の終了又は運用停止がされていないときは、条約は、後の条約と両立する限度においてのみ、適用する。
- 四 条約の当事国のすべてが後の条約の当事国となっている場合以外の場合には、

- (a) 双方の条約の当事国である国の間においては、三の規則と同一の規則を適用する。[...]
- (14) 山本草二『国際法（新版）』（有斐閣、一九九四年）六一〇―六一一頁参照。
- (15) Treaty of Lisbon Amending the Treaty on European Union and the Treaty Establishing the European Community, December 13, 2007, 2007 O.J. (C 306) 1.
- (16) 同趣旨の指摘を、Weiland, *supra* note 111, p. 960 参照。
- (17) Christopher J. Borgen, "Resolving Treaty Conflicts," *The George Washington International Law Review*, Vol. 37 (2005) pp. 584–587 参照。
- (18) 韓中経済関連協定を例として、その規定を分析した、Sungjin Kang, "Conflict of Investment-Related Provisions under Regional Trade Agreements between Korea and China – Navigating the 'Noodle Bowl,'" *ICSID Review*, Vol. 32, No. 2 (2017) 248–290。
- (19) 英国控訴裁判所の Leggatt 裁判官が、個別意見の中で、この対応関係を示している (Micala, Court of Appeal, *supra* note 86, paras. 259; 261 参照)。
- (10) 例えば米国では 22 U.S.C. 1650a に基づく ICSID 仲裁判断の執行が行われる。手続の詳細については Abby Cohen Smutny, Anne D. Smith, and McCoy Pitt, "Enforcement of ICSID Convention Arbitral Awards in U.S. Courts," *Pepperdine Law Review*, Vol. 649 (2016) 参照。
- (11) Case C-284/16, *Slovakische Republik v. Achmea BV*, 2018 ECLI:EU:C:2018:158。この判決を我が国で紹介した、中西優美子「EU 構成国間の投資協定と EU 法の自律性（一）(2)」【EU 法における先決裁定手続に関する研究（三〇）】『自治研究』第九五巻一号（二〇一九年）248–280。また Björn Arp, "Slovakische Republik (Slovak Republic) v. Achmea B. V.," *American Journal of International Law*, Vol. 112, Issue 3 (2018) 298 参照。
- (12) Agreement on encouragement and reciprocal protection of investments between the Kingdom of the Netherlands and the Czech and Slovak Federal Republic, April 29, 1991。なお本件投資協定については、一九九二年の連邦解消後に、スロバキア共和国がその権利・義務を承継した。
- (13) Achmea B. V. v. The Slovak Republic, UNCITRAL, PCA Case No. 2008–13 (formerly Eureka B. V. v. The Slovak Republic), Final Award (December 7, 2012)。
- (14) 以下を、Opinion I/17 of the Court, 2019 ECLI:EU:C:2019:341 に基づく EU 司法裁判所は、EU = カナダ包括的経済通商協定 (Comprehensive Economic and Trade Agreement (CETA) between Canada, of the one part, and the European Union and its Member States of the other part, October 30, 2016) 上の投資仲裁条項の EU 法適合性に関する意見を求められ、同協定第八・三二条において、投資仲裁廷は、締約国の国内法を事実として顧慮し、その国内法の解釈が当該締約国の裁判所または機関を拘束しないと規定していること等か

ら、その適合性を肯定した。国際投資仲裁において国内法を事実として事実として扱うことの意味については、坂田雅夫「投資協定仲裁における国内法の位置づけ―事実論を再考する―」『国際法外交雑誌』第一一七巻四号（二〇一九年）参照。

- (165) Clearly Gottlieb, “The BGH’s Achmea Decision: Arbitration Clauses In “Intra-EU BITs” Are Invalid” (2018) at <https://www.clearlygottlieb.com/-/media/files/alert-memos-2018/the-bghs-achmea-decision-arbitration-clauses-in-intraeu-bits.pdf> (as of May 25, 2019).

- (166) Manfred A. Dausen, “Practical Considerations Regarding the Preliminary Ruling Procedure Under Article 177 of the EEC Treaty,” *Fordham International Law Journal*, Vol. 10, Issue 3 (1986), p. 574 参照。なお、庄司『前掲書』(注(27))一四八頁は、「他〇〔加盟国の〕国内裁判所は司法裁判所の先決判決を類似の事件における有権的解釈として扱うことができる」と解説する。

- (167) Achmea 判決を受けて一部のEU加盟国が二〇一九年一月に出した共同宣言では、EU加盟国間投資協定のすべてを二〇一九年二月六日までに終了することに加えて、非EU加盟国を含めた各国の裁判所に対して、加盟国間投資協定に基づく仲裁判断を、有効な仲裁合意の不存在を理由として取消し、または執行拒否をするよう求めることに関する (Declaration of the Member States of 15 January 2019 on the legal consequences of the Achmea judgment and on investment protection)。

- (168) なお、Micula 側が仲裁判断の執行を求めたルギーのブリュッセル控訴裁判所が、[CSID 仲裁判断執行義務とEU法との関係について先決裁定を求める場合] (Tom Jones and Sebastian Perry, “Belgian court seeks guidance from ECJ on Micula award,” *Global Arbitration Review* (2019) at <https://globalarbitrationreview.com/article/1189423/belgian-court-seeks-guidance-from-ecj-on-micula-award> (as of May 25, 2019))。

(本学大学院法学研究科博士課程後期課程在籍)